

いちき串木野市  
高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

【素案】

いちき串木野市



## ～ 目次 ～

<b>第1章 計画策定の趣旨等</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・目的.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	2
(1) 法的根拠.....	2
(2) 他計画との関係.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
(1) 計画策定委員会の設置.....	3
(2) 住民ニーズの把握.....	3
(3) パブリックコメントの実施.....	3
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>4</b>
1 本市の高齢者の状況.....	4
(1) 人口の推移及び将来推計.....	4
(2) 高齢者世帯の推移.....	5
(3) 高齢者の就業状況.....	6
(4) 認知症高齢者の推移及び将来推計.....	7
2 本市の介護保険の利用状況.....	8
(1) 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者、認定率の推移と将来推計.....	8
(2) 要介護（要支援）認定者の推移.....	9
(3) 給付費の推移.....	10
(4) 第1号被保険者1人当たりの保険給付月額・保険料月額・必要保険料月額.....	11
(5) 地域支援事業利用者及び地域支援事業費の推移.....	11
3 高齢者等実態調査結果.....	12
(1) 調査の概要.....	12
(2) 調査結果.....	13
4 高齢者を取り巻く課題.....	25
<b>第3章 基本理念等</b> .....	<b>26</b>
1 基本理念.....	26
2 日常生活圏域の設定.....	27
<b>第4章 高齢者福祉施策の総合的な推進</b> .....	<b>29</b>
1 高齢者福祉施策の体系.....	29
2 【基本目標1】住み慣れた地域でお互いを支え合う地域共生社会づくり.....	30
(1) 地域包括ケアシステムの機能強化.....	30

(2) 認知症施策の推進 .....	30
(3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 .....	30
(4) 住まい・環境の充実 .....	30
(5) 安心安全施策の推進 .....	31
(6) 権利擁護・虐待防止の推進 .....	32
3 【基本目標2】高齢者や家族が健やかで生きがいに満ちたライフスタイルの確立 .....	33
(1) 健康づくり・介護予防の推進 .....	33
(2) 生きがいづくりと社会参加の促進 .....	35
(3) 雇用・就業等の支援 .....	37
(4) 家族介護者への支援の充実 .....	38
4 【基本目標3】福祉サービスの充実と安定した提供体制の確保 .....	40
(1) 介護保険サービスの充実 .....	40
(2) 福祉・生活支援サービスの充実 .....	40
(3) 介護保険事業の適切な運営 .....	44
(4) 介護人材の確保及び資質の向上 .....	44

## 第5章 介護保険事業計画 .....45

1 介護保険事業計画の概要 .....	45
(1) 計画の基本的な考え方 .....	45
(2) 計画の重点目標 .....	45
2 介護保険対象サービスの利用者推計 .....	46
(1) 被保険者の見込 .....	46
(2) 要介護（要支援）認定者の見込 .....	47
3 介護保険事業の目標量 .....	48
(1) 居宅系サービス受給者数等の推計 .....	48
(2) 施設サービス受給者数等の推計 .....	54
(3) 地域密着型サービス受給者数等の推計 .....	55
4 地域支援事業の推進 .....	58
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） .....	58
(2) 地域包括支援センターの機能強化 .....	62
(3) 任意事業 .....	70
5 介護給付費適正化の推進 .....	71
6 介護保険事業計画の進行管理・評価 .....	72

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景・目的

介護保険制度は、平成12年4月の導入以降、着実に普及しており、その利用ニーズの拡大に伴い、介護給付費と介護保険料の総額も大きく増加しています。その中で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年をめぐり、誰もが住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

本市においては、地域包括ケアシステムの取組みを推進するため、第6期中に重点目標として「介護予防の推進」「認知症施策の充実」「生活支援の充実」「医療との連携」を掲げ、各種事業を推進してきました。

介護予防では平成26年度、国のモデル事業として導入した「ころばん体操」が、平成28年度末時点で高齢者人口の約2割にあたる約2,000人に取り組みられています。介護予防に留まらず住民主体の活動として集いの場形成に多大な効果を上げており、近年本市の要介護認定者数が減少傾向となっている要因の一つといえます。

また本市では平成27年度から順次新しい総合事業の取組を始め、在宅医療・介護連携事業や生活支援体制整備事業、認知症施策の推進は、市医師会をはじめとする関係機関等のご協力のもと、確実に進捗している状況ですが更なる推進が必要です。

こうした事業展開を通じ、介護給付費は、介護報酬改定や新しい総合事業の導入、ころばん体操人口の増大等から計画の推計値を下回る安定的な運営となっておりますが、住み慣れた住まいでの生活を支援するため第6期中に計画していた在宅介護サービスの充実、家族介護者への支援や介護人材の確保・資質向上への支援なども含め、県や各種機関等と連携して今後取り組んでいかなければなりません。

今回、策定する「いちき串木野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年度～2020（平成32）年度）では、こうした第6期計画の実績や国の示す指針等や社会情勢等の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの強化と更なる充実に向けて取組を進めていきます。また、2025（平成37）年を視野に入れた長期的な視点で、総合的に推進していくことを目指します。

## 2 計画の性格・位置付け

### (1) 法的根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者施策に関する基本理念、基本目標を設定し、取り組むべき高齢者施策の全般を定めます。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護（要支援）者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込を定めます。

本市においては、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、法令に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

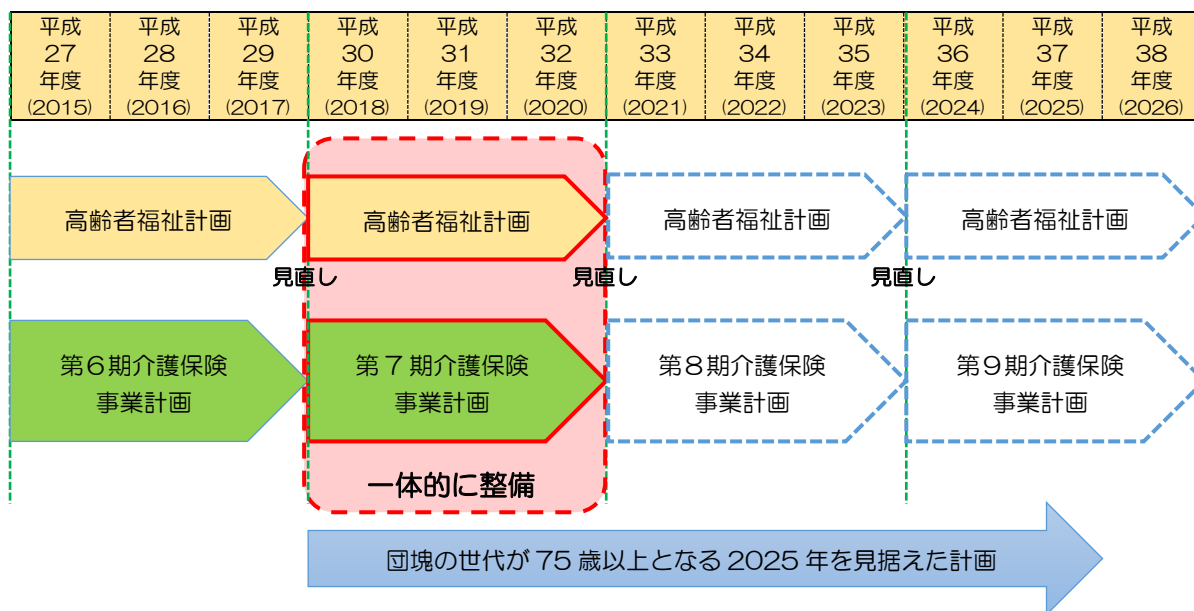
### (2) 他計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である「いちき串木野市第 2 次総合計画（平成 29 年度～2026（平成 38）年度）」をはじめ、高齢者保健・福祉関連計画やその他の分野の計画との整合を図ります。また、鹿児島県地域医療構想等とも整合を図ります。

## 3 計画期間

本計画は、平成 30 年度を初年度とし、2020（平成 32）年度までの 3 年間を計画期間とします。また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を見据え、長期的な視点も含めた計画とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。



## 4 計画の策定体制

### (1) 計画策定委員会の設置

市内の医療・介護従事者の代表者や介護保険の被保険者の代表者、各種団体等の代表者、行政関係者等の20名で構成された「第7期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

### (2) 住民ニーズの把握

平成28年度に、市内に住所を有する40歳以上の無作為に抽出した市民を対象に「介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」を実施し、高齢者福祉に関する実態や住民ニーズの把握を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

※パブリックコメントの実施の概要を記載。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

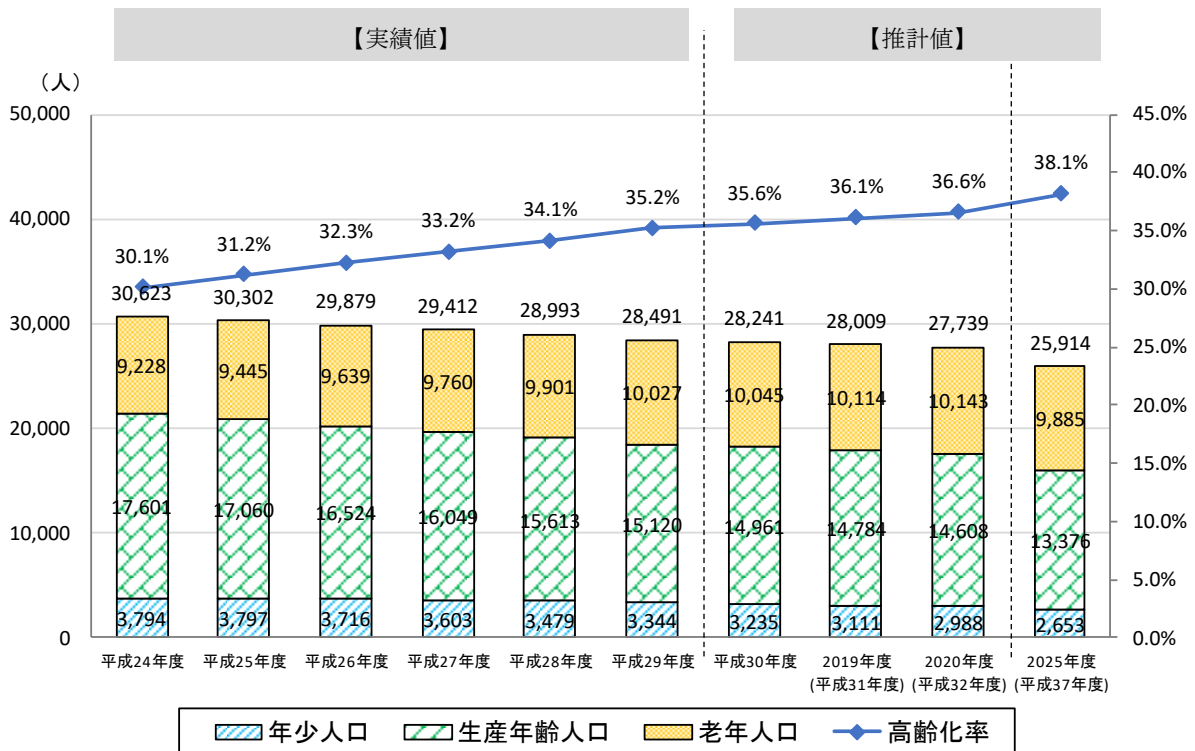
### 1 本市の高齢者の状況

#### (1) 人口の推移及び将来推計

本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成29年度には28,491人となっています。

年齢3区分別の人口構成別でみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のすべての年代で減少傾向となっており、一方、高齢化率は増加傾向であることから、少子高齢化が急激に進んでいることがうかがえます。

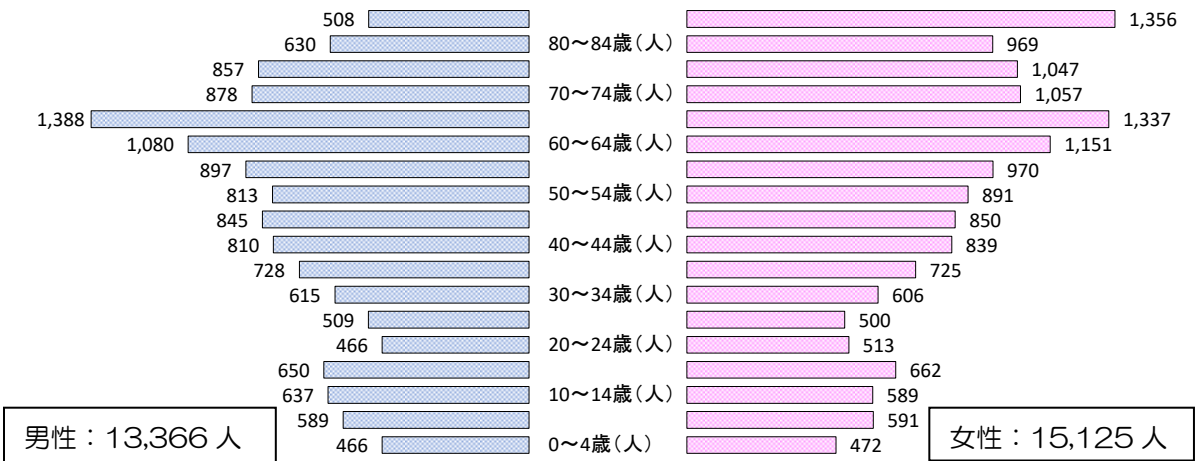
平成30年度以降の推計値をみると、2020（平成32）年度には総人口は27,739人、高齢化率は36.6%と予想され、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年度には総人口は25,914人、高齢化は38.1%と予想されます。



※平成24～29年度は、住民基本台帳（各年10月1日現在）。平成30年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」等を基に推計した。



【人口ピラミッド（住民基本台帳 平成 29 年 10 月 1 日現在）】



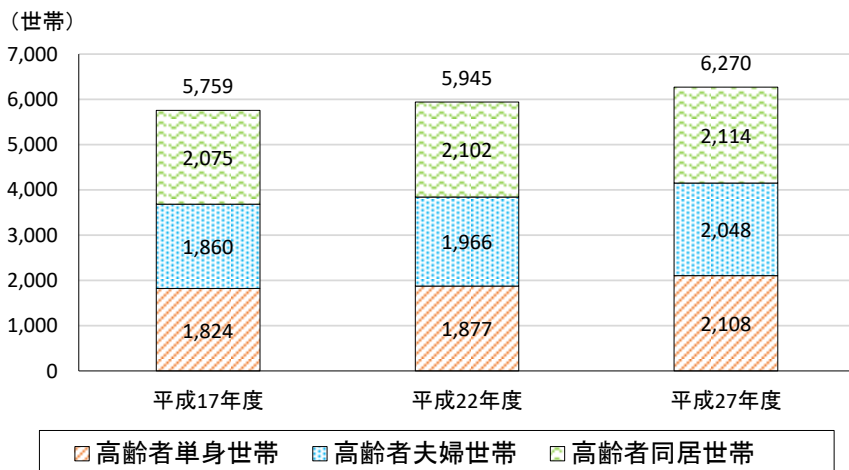
(2) 高齢者世帯の推移

高齢者のいる世帯数は、平成 27 年度では 6,270 世帯と、全世帯数の 51.6%と約半数を占めており、増加傾向にあります。また、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯を合わせると、全世帯のうち、34.1%と約 3 割を占めています。

また、高齢者のいる世帯数のうち、平成 17 年度と平成 27 年度を比較すると、高齢者単身世帯は 1.9 ポイントの増加、高齢者夫婦世帯は 0.4 ポイントの増加、高齢者同居世帯は 2.3 ポイントの減少となっており、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の割合が増えていることがうかがえます。

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
一般世帯数（全世帯数）	12,640	12,270	12,159
高齢者（65 歳以上）のいる世帯数	5,759	5,945	6,270
構成比	45.6%	48.5%	51.6%
高齢者単身世帯数	1,824	1,877	2,108
構成比	31.7%(14.4%)	31.6%(15.3%)	33.6%(17.3%)
高齢者夫婦世帯数	1,860	1,966	2,048
構成比	32.3%(14.7%)	33.1%(16.0%)	32.7%(16.8%)
高齢者同居世帯数	2,075	2,102	2,114
構成比	36.0%(16.4%)	35.4%(17.1%)	33.7%(17.4%)

※総務省「国勢調査」。構成比の括弧内は全世帯数に占める割合。



### (3) 高齢者の就業状況

平成 27 年度の高齢者の就業者数は、1,973 人となっており、平成 22 年度と比較すると、増加傾向にあります。就業者に占める高齢者の割合は 14.8%、高齢者人口に占める就業者の割合は 20.4%となっており、高齢者の 5 人に 1 人は就業している状況です。高齢者人口に占める就業者の割合は増加の傾向にあり、年金支給対象年齢の引上げ等が要因であると考えられます。

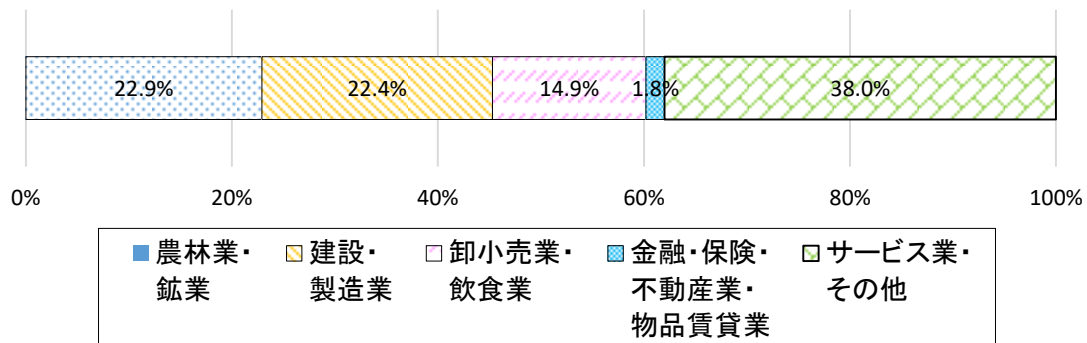
業種別内訳をみると、「サービス業・その他」の就業者が 38.0%と約 4 割を占めており、次いで「農林漁業・鉱業（22.9%）」、「建設・製造業（22.4%）」の順となっています。

	総就業者数 (A)	65 歳以上 人口 (B)	65 歳以上の就業者数 (C)		就業者 に占める 高齢者の 割合 (C/A)	高齢者人口 に占める 就業者の 割合 (C/B)	
			65~74 歳	75 歳以上			
平成 17 年度	15,016	8,651	1,669	1,228	441	11.1%	19.3%
平成 22 年度	13,793	9,057	1,451	1,103	348	10.5%	16.0%
平成 27 年度	13,289	9,658	1,973	1,545	428	14.8%	20.4%

※総務省「国勢調査」

区分	総就業者数	業種別内訳				
		農林漁業・ 鉱業	建設・製造業	卸小売業・ 飲食業	金融・保健・ 不動産業・ 物品賃貸業	サービス業・ その他
総数	1,973	451	443	294	36	749
	100.0%	22.9%	22.4%	14.9%	1.8%	38.0%
男性	1,170	305	291	150	18	406
	100.0%	26.1%	24.9%	12.8%	1.5%	34.7%
女性	803	146	152	144	18	343
	100.0%	18.2%	18.9%	17.9%	2.3%	42.7%

※総務省「国勢調査」

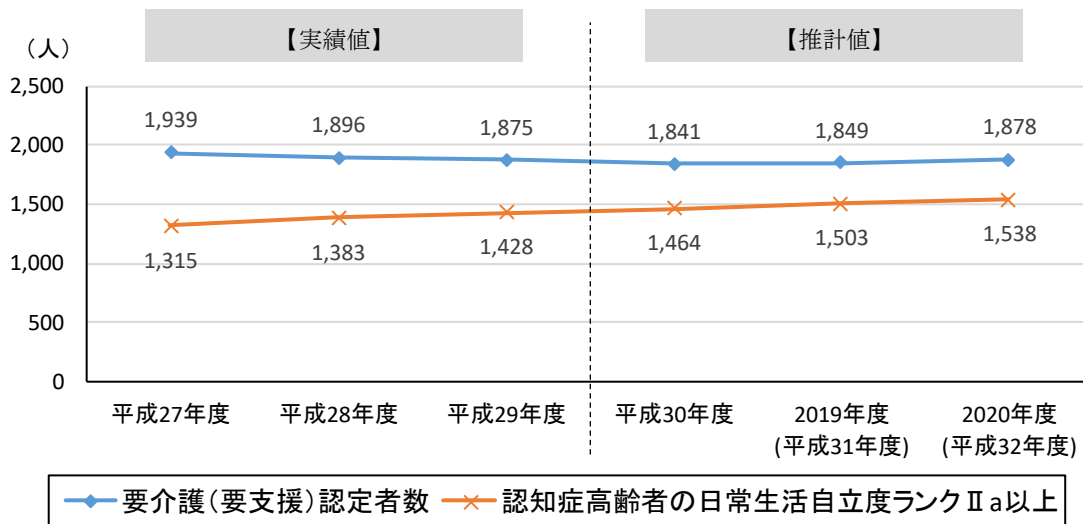


#### (4) 認知症高齢者の推移及び将来推計

本市において、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人は、平成29年度では1,428人となっており、65歳以上の高齢者のうち、14.2%を占めている状況です。国の将来推計を踏まえると、今後もその数は増えることが予想され、2020（平成32年）度には1,538人（15.2%）と予想され、認知症施策が今後ますます重要になってくることが予想されます。

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
高齢者数	9,760	9,901	10,027	10,045	10,114	10,143
要介護（要支援）認定者数	1,939	1,896	1,875	1,841	1,849	1,878
認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡa以上	1,315	1,383	1,428	1,464	1,503	1,538

※健康増進課資料より作成



【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の分類

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ。
V	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

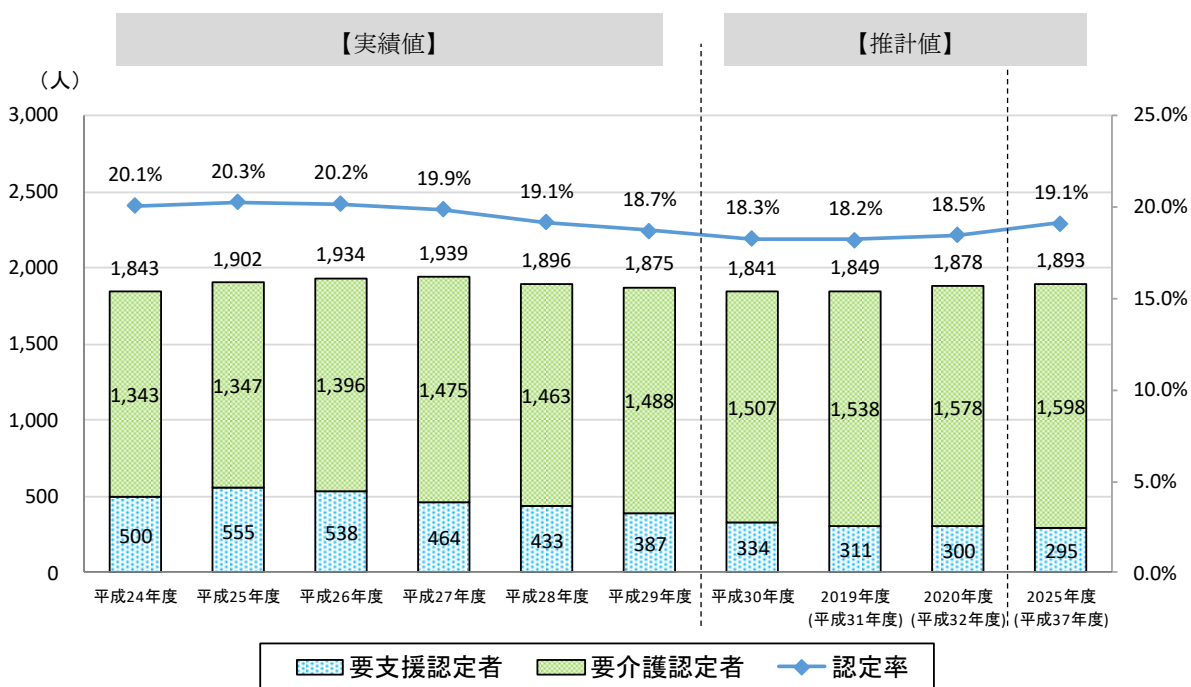
## 2 本市の介護保険の利用状況

### (1) 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者、認定率の推移と将来推計

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者は、平成27年度をピークに現在、減少傾向にあり、平成29年度には要支援認定者が387人、要介護認定者が1,488人の合計1,875人となっており、認定率は18.7%となっています。

これは、平成27年度から要介護認定の更新時にサービス利用のなかったいわゆるお守り的な申請者に対し、必要な際に申請するよう促したことによる減少も含んでおりますが、こころ体操の普及拡大の影響等も要因と考えております

平成30年度から2020（平成32）年度の推計値をみると、平成30年度までは減少傾向が予測されますが、2019（平成31）年度には1,849人と増加に転じ、2020（平成32）年度には1,878人、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年度には1,893人、認定率は19.1%と予想されます。



※平成24～29年度の実績値、及び平成30年度以降の推計値は、厚生労働省「見える化システム」より抽出。

#### 【参考】鹿児島県及び全国の認定率の推移

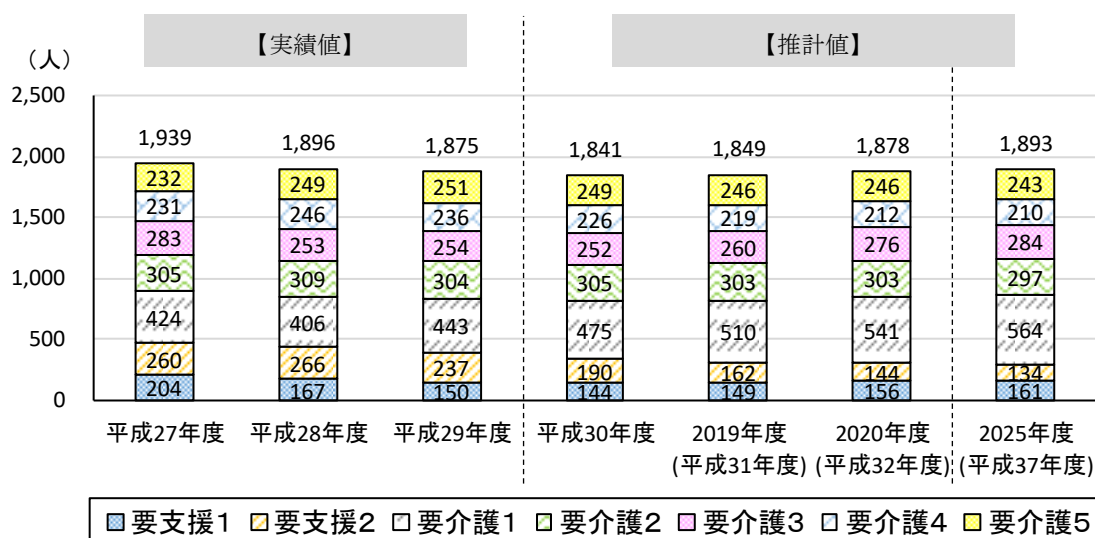
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鹿児島県	20.6%	20.5%	20.4%	20.2%
全国	17.6%	17.8%	17.9%	17.9%

※厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」より作成。

## (2) 要介護（要支援）認定者の推移

平成 29 年度における第 1 号被保険者の要介護（要支援）認定者は 1,875 人となっていますが、その内訳をみると、要介護 1 が 443 人と最も多く、次いで、要介護 2 が 304 人、要介護 3 が 254 人、要介護 5 が 251 人、要介護 4 が 236 人、要支援 2 が 237 人、要支援 1 が 150 人の順となっています。

2020（平成 32）年度の推計値では、要介護 1 が 541 人と最も多く、次いで、要介護 2 が 303 人、要介護 3 が 276 人、要介護 5 が 246 人、要介護 4 が 212 人、要支援 1 が 156 人、要支援 2 が 144 人の順となっています。推移をみると、要支援 2、要介護 2、要介護 4 は減少傾向が予想されますが、一方で、要支援 1、要介護 1、要介護 3、要介護 5 は増加傾向が予想されますが、これは、これは住宅改修のみを希望するなどの軽度者の申請や認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa 以上の方の増加から、重症化していく要介護 1、要介護 5 などが考えられます。

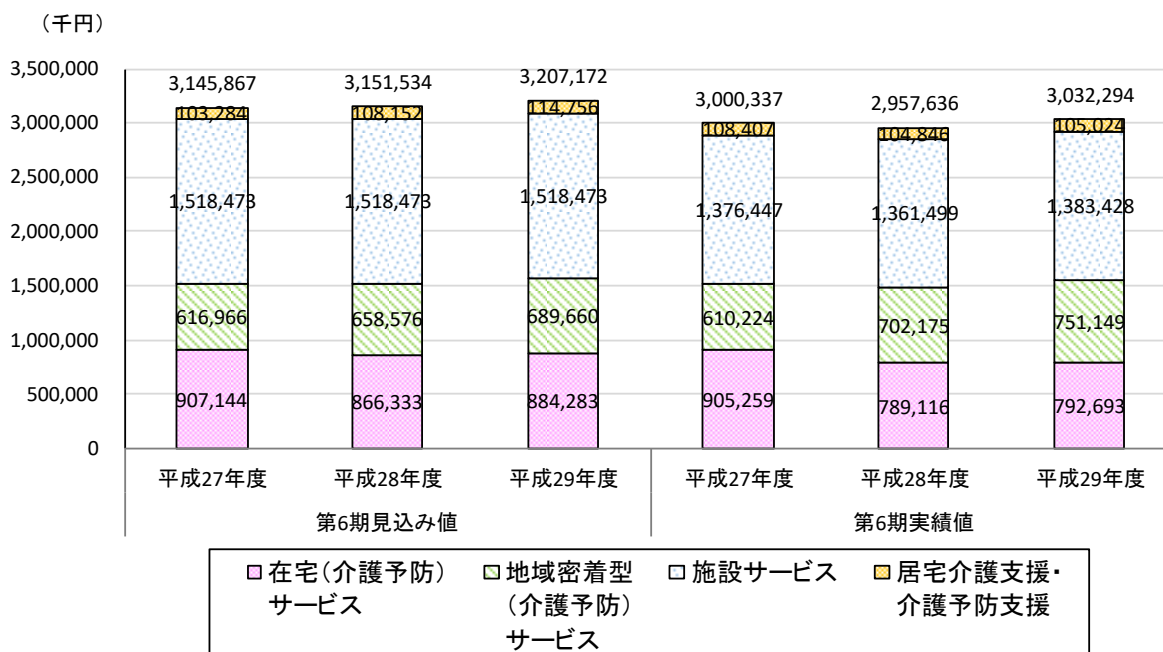


※平成 24～29 年度の実績値、及び平成 30 年度以降の推計値は、厚生労働省「見える化システム」より抽出。

### (3) 給付費の推移

第6期における給付費の実績値については、平成29年度は暫定値ではありますが、約32億700万円の見込値に対して、実績値は約30億3,200万円となっており、実績値が見込値を若干下回っている状況で、安定的な運営となっております。これは、地域包括ケアシステムの取組の推進、ころばん体操人口の増大などが要因と考えられます。

給付費の内訳を比較すると、「在宅（介護予防）サービス」や「施設サービス」、「居宅介護支援・介護予防支援」では、実績値が見込値を下回っていますが、「地域密着型（介護予防）サービス」では実績値が見込値を上回っています。



※厚生労働省「見える化システム」より抽出。

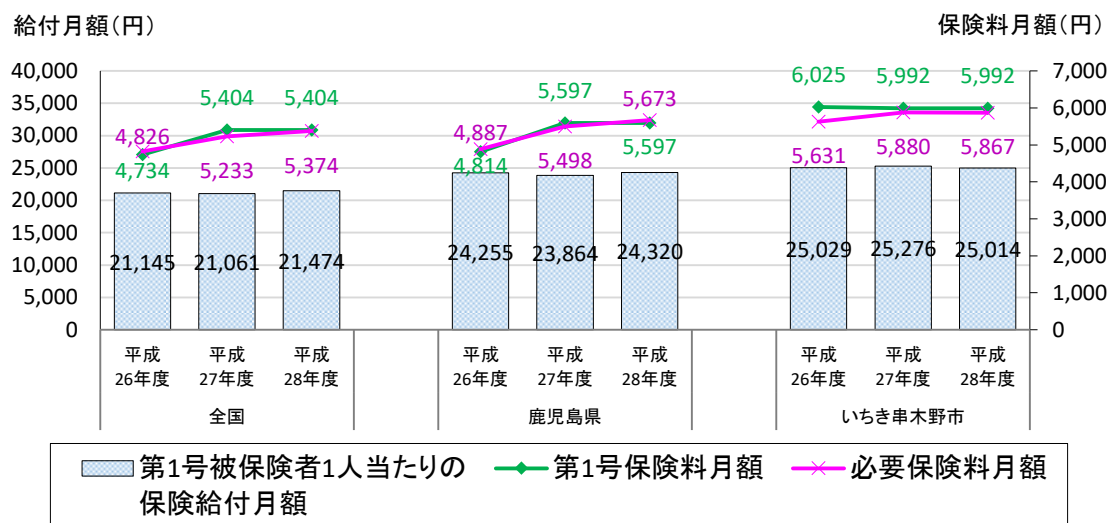
【参考】 鹿児島県及び全国の給付費（利用者負担を除いた額）の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鹿児島県	1,301億円	1,345億円	1,396億円	1,397億円
全国	8兆1,283億円	8兆5,121億円	8兆9,005億円	9兆0,976億円

※厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」より作成。

#### (4) 第1号被保険者1人当たりの保険給付月額・保険料月額・必要保険料月額

本市は、「第1号保険料月額」が「必要保険料月額」を概ね上回っており、第6期は安定的な運営であることを示しています。



※厚生労働省「見える化システム」より抽出。平成28年度は平成29年6月サービス提供分まで。

#### (5) 地域支援事業利用者及び地域支援事業費の推移

介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者数は、平成27年度が78人、平成28年度が68人、平成29年度が85人となっています。

また、地域支援事業費は新しい総合事業への移行が進んだことから年々増加傾向にあり、平成29年度は約1億4,200万円となっています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者数	78人	68人	85人

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域支援事業費合計	76,084,127円	124,399,486円	142,108,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	53,370,043円	82,526,343円	93,065,000円
包括的支援事業費及び任意事業費	22,714,084円	41,873,143円	49,043,000円



### 3 高齢者等実態調査結果

#### (1) 調査の概要

##### ○ 調査目的

平成 30 年度から 2020（平成 32）年度までの第 7 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定するにあたり、高齢者等の実態や意識・意向を調査・分析するための基礎資料とすることを目的に高齢者等実態調査を実施しました。

##### ○ 調査方法

① 調査期間 平成 28 年 11 月～平成 28 年 12 月

② 調査基準日 平成 28 年 10 月 1 日

③ 調査対象及び調査方法

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者	65 歳以上の者のうち、要介護(要支援)認定を受けていない者	40 歳以上 65 歳未満の者のうち、要介護(要支援)認定を受けていない者	40 歳以上の者のうち、要介護(要支援)認定を受けている者(在宅)
対象者の抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	民生委員等による配布・回収	民生委員等による配布・回収	介護支援専門員等による配布・回収

④ 調査数及び回収率

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
配布数	500 件	500 件	1,362 件
有効回答数	484 件	478 件	1,032 件
有効回収率	96.8%	95.6%	75.8%

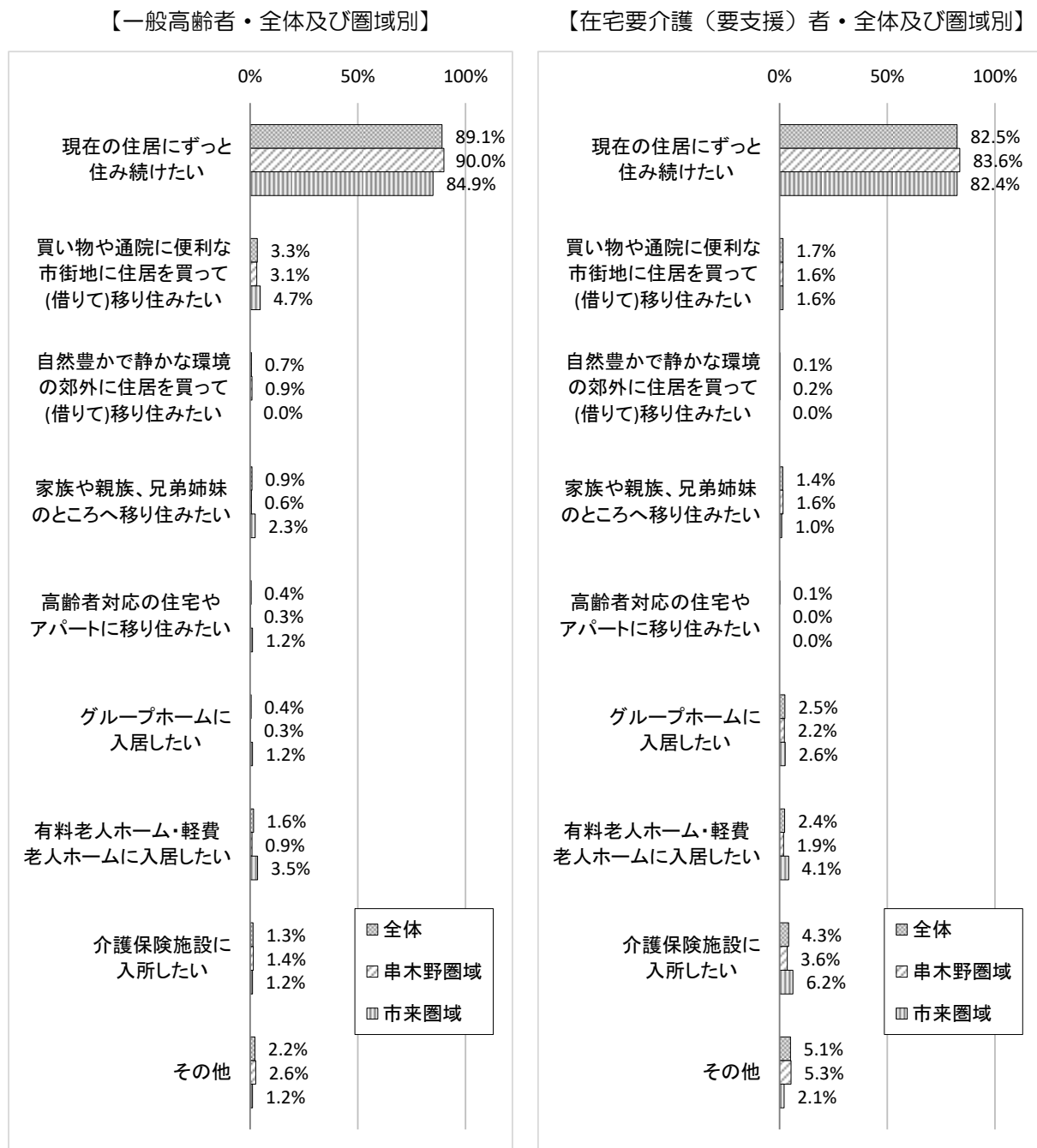


## (2) 調査結果

### ① 住み慣れた地域での居住意向について

一般高齢者では 9 割以上が、在宅要介護（要支援）者では 8 割以上が「現在の住居にずっと住み続けたい」と望んでいることから、今後は、在宅での介護サービスの必要性が高まることが予想されます。

### ● 今後、あなたが希望する生活場所はどのようなところですか

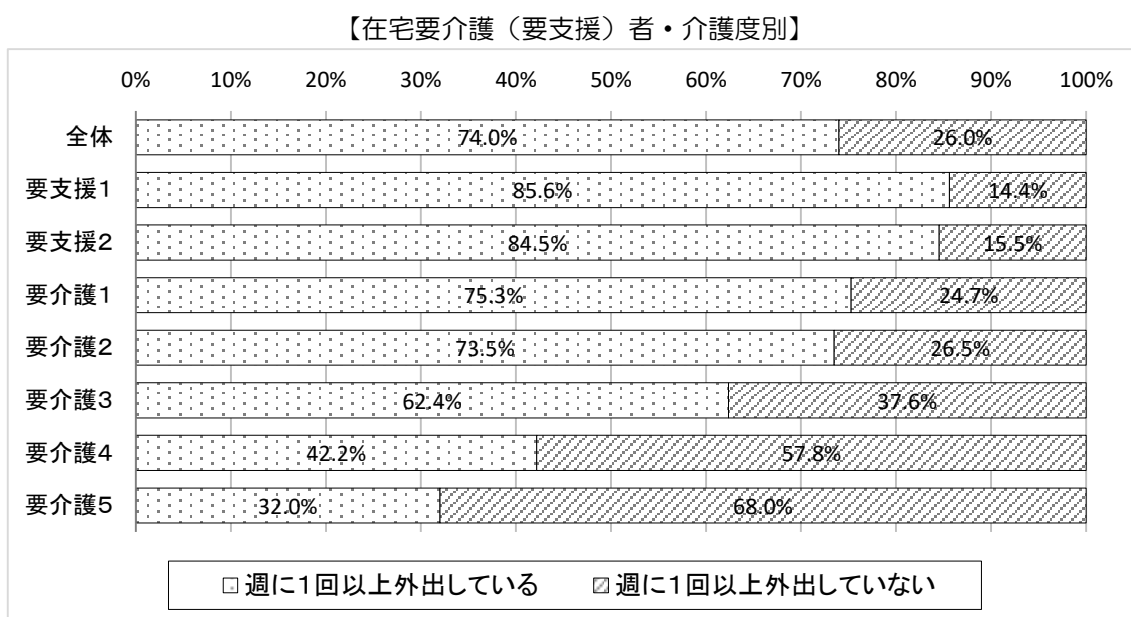
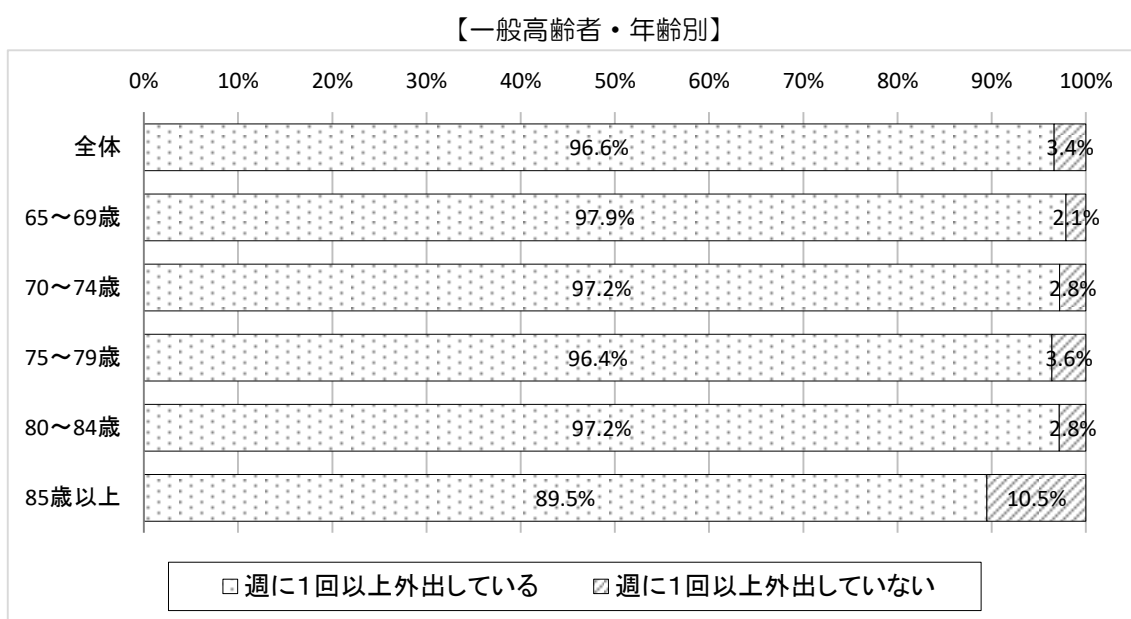


## ② 外出頻度について

外出頻度について、一般高齢者では9割以上が、週に1回以上は外出している状況です。

しかし、在宅要介護（要支援）者では、3割弱（26.0%）が週に1回も外出していないと回答しており、比較的軽度である要支援1、要支援2においても、15%前後が外出していない状況です。また、介護度が上がるほど、外出の頻度が減少していることがうかがえます。

### ● 週に1回以上外出していますか



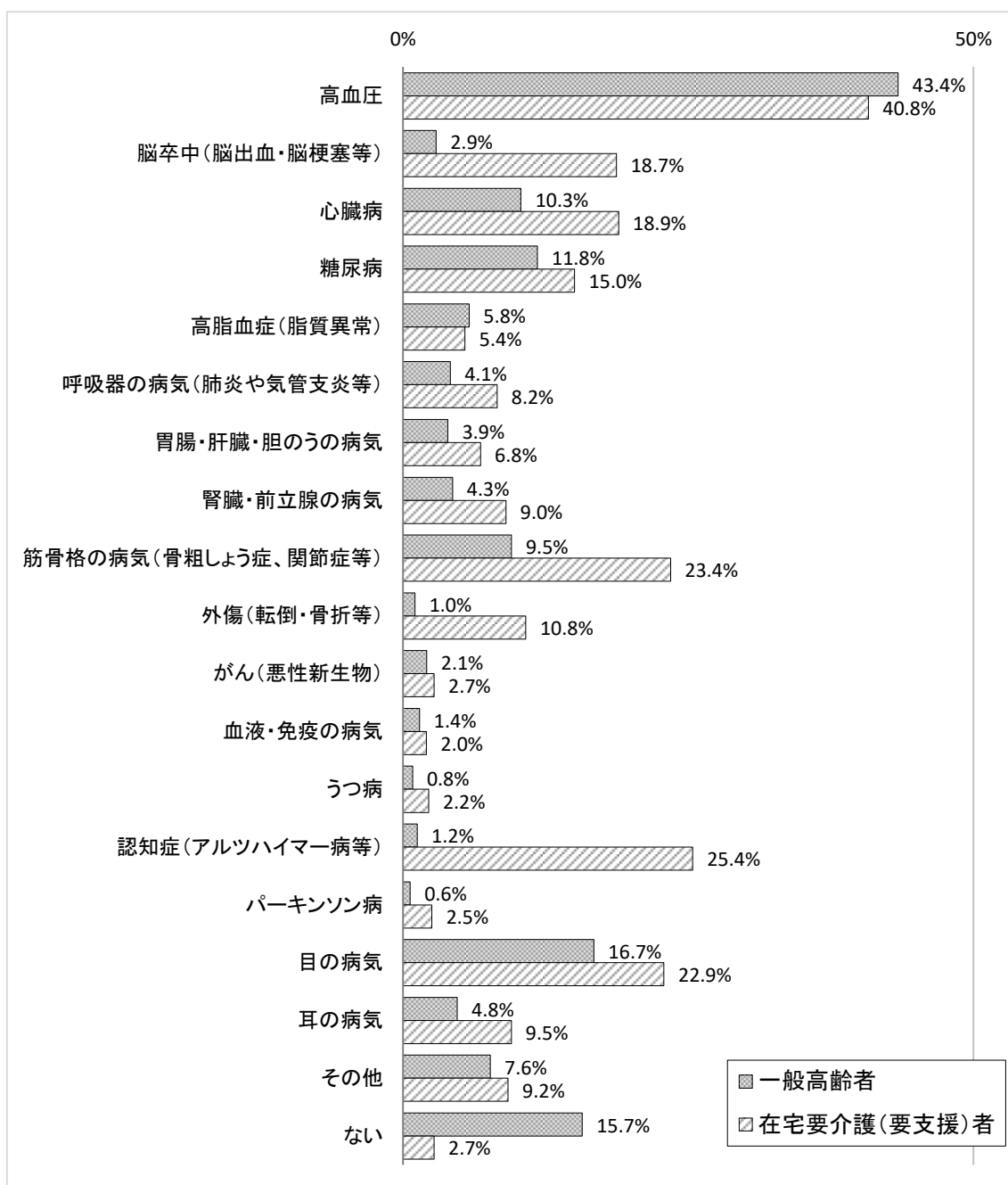
### ③ 健康状況（疾病状況）について

現在治療中、または後遺症のある病気については、一般高齢者、在宅要介護（要支援）者ともに、「高血圧」が最も多く、それぞれ約4割を占めています。

一般高齢者では、次いで「目の病気」、「（病気が）ない」、「糖尿病」の順となっており、一方で、在宅要介護（要支援）者は「認知症（アルツハイマー病等）」、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」、「目の病気」の順となっています。

#### ● 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか

【一般高齢者及び在宅要介護（要支援）者】

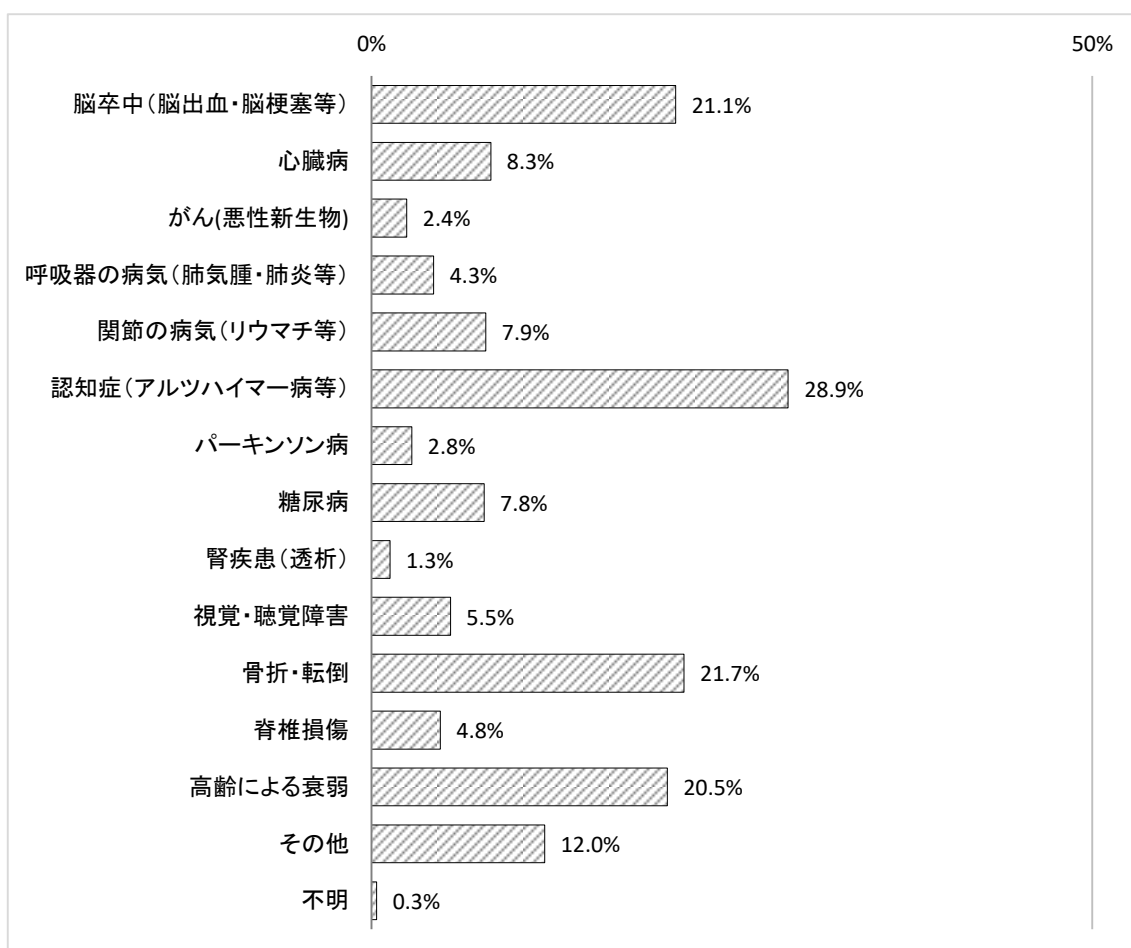


#### ④ 介護等が必要になった主な原因について

在宅要介護（要支援）者について、介護が必要となった主な原因は、「認知症（アルツハイマー病等）」が最も多く約3割を占めています。次いで、「骨折・転倒」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」の順となっています。

#### ● 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか

【在宅要介護（要支援）者】

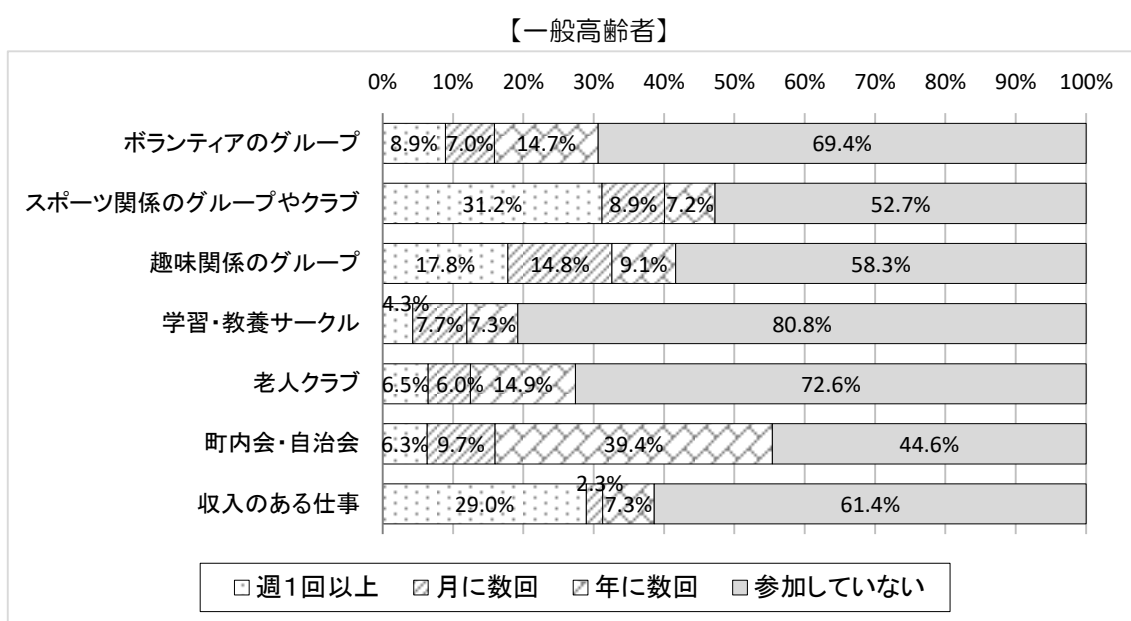


⑤ 社会参加について

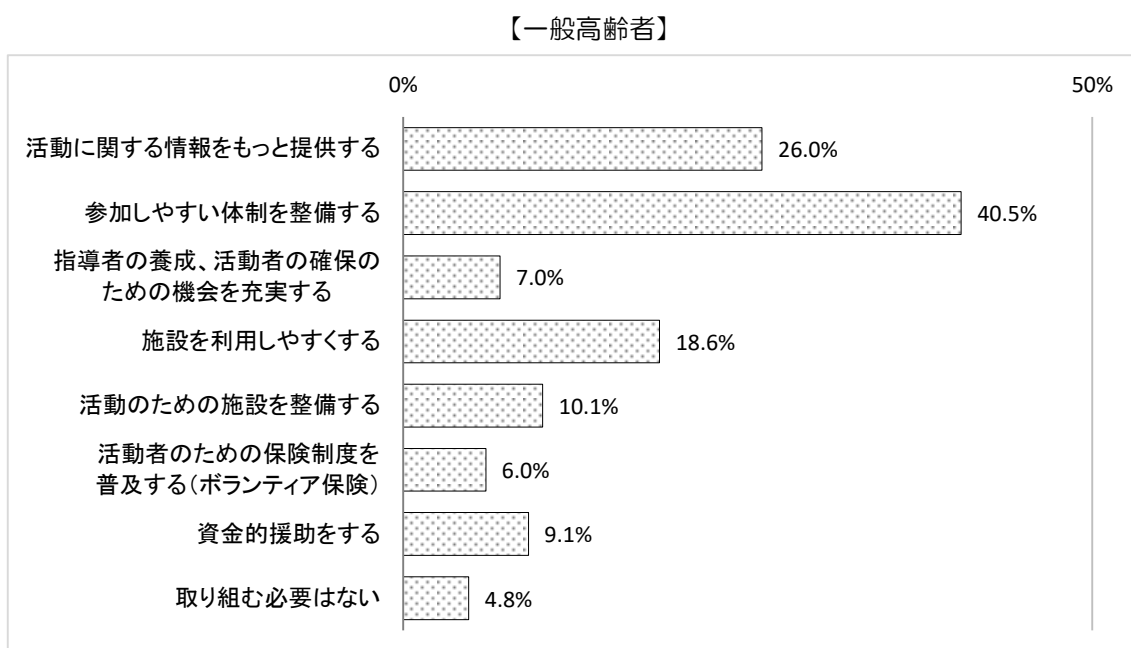
一般高齢者の8割以上が、趣味や生きがいがある」と回答していますが、各種社会参加のうち、週1回以上参加している項目が3割を超えているのは「スポーツ関係のグループやクラブ」で、次に「収入のある仕事」となっています。「老人クラブ」は約8割が参加しておらず、また、「町内会・自治会」についても年に数回の参加が約4割を占めている状況です。

また、高齢者が社会参加する上で、行政が取り組むべきこととしては、「参加しやすい体制を整備する」との意見が最も多く、次いで「活動に関する情報をもっと提供する」、「施設を利用しやすくする」の順で意見が多くなっています。

● 各種、社会参加について、どのくらいの頻度で参加していますか



● 高齢者が社会参加する上で行政等はどのようなことに取り組む必要があると思いますか



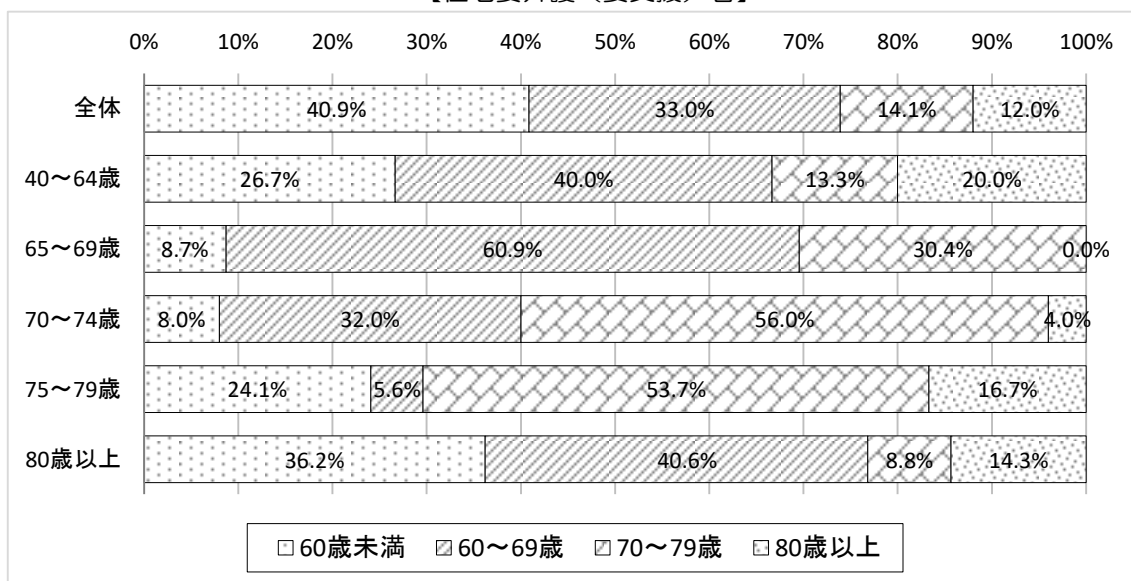
◎ 介護者の状況について

主な介護者の年齢は、「60歳未満」が約4割を占め、次いで「60～69歳」が約3割を占めていますが、年齢別にみると、老老介護である状況も傾向としては顕著であると考えられます。また、介護離職（転職を含む）の状況を見ると、家族や親せきが介護を理由に退職もしくは転職したのは、18.5%と約2割を占めている状況です。

仕事と介護の両立を図るための勤務先からの支援としては、「制度を利用しやすい職場づくり」への要望が最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「介護している従業員への経済的な支援」といった要望も多くなっています。

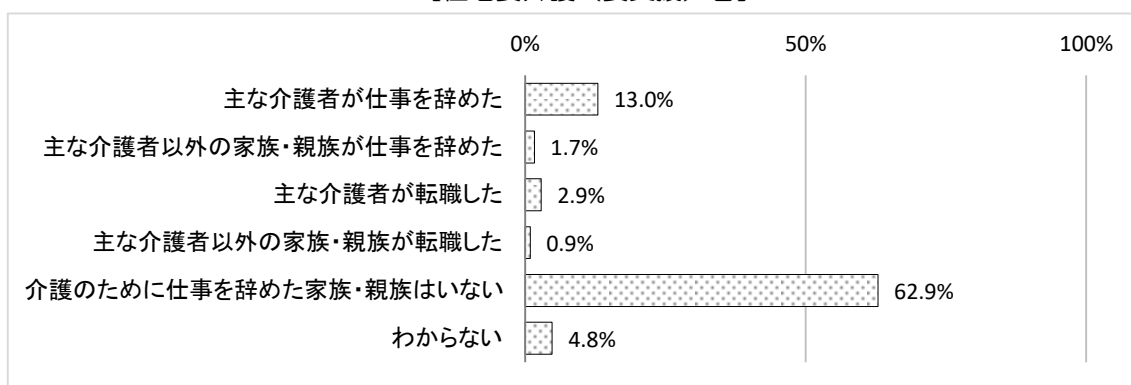
● 主に介護している方の年齢はおいくつですか

【在宅要介護（要支援）者】



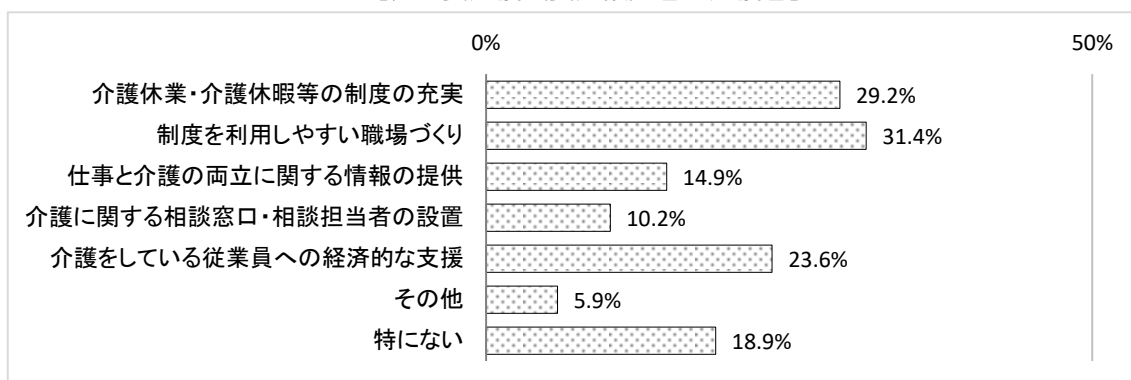
● 介護のために、過去、仕事を辞めた家族・親戚の方はいますか

【在宅要介護（要支援）者】



● 勤務先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか

【在宅要介護（要支援）者の介護者】



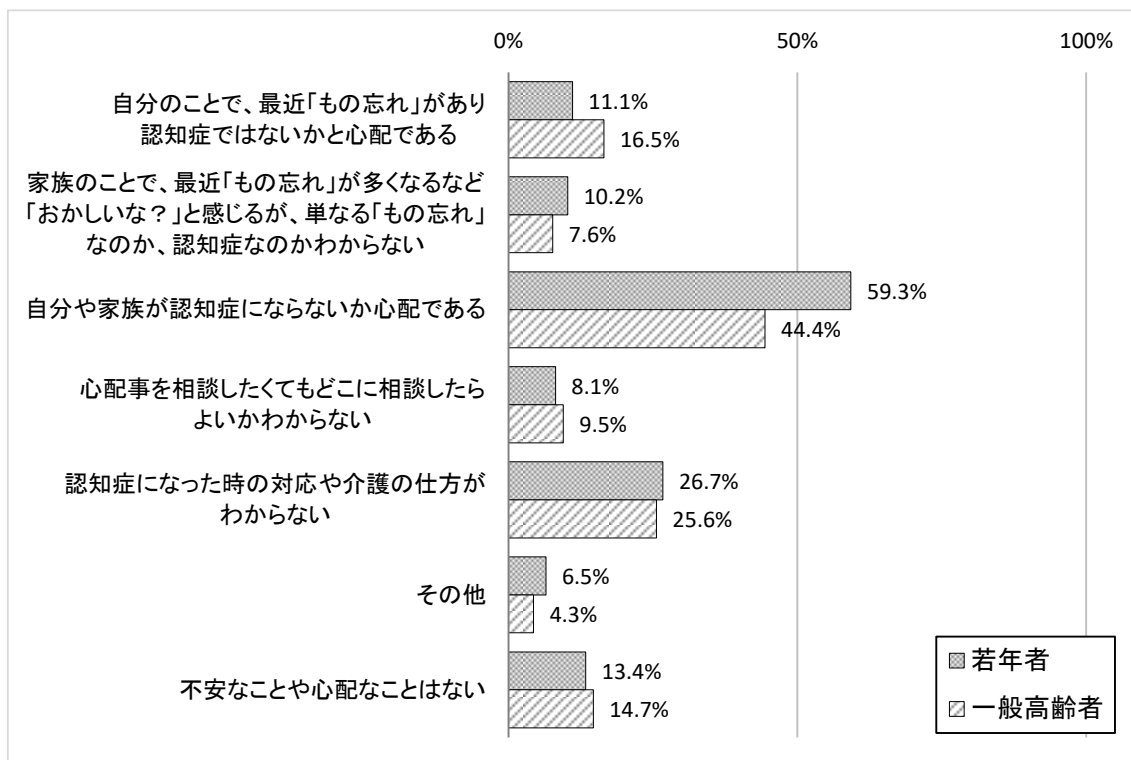
⑦ 認知症に対する不安・心配事について

若年者、一般高齢者ともに、「自分や家族が認知症にならないか心配である」との不安が最も多くなっており、次いで「認知症になった時の対応や介護の仕方がわからない」との不安の声も多くなっています。

また、認知症の相談窓口の認知度については、約 4 割が「知らない」という状況です。

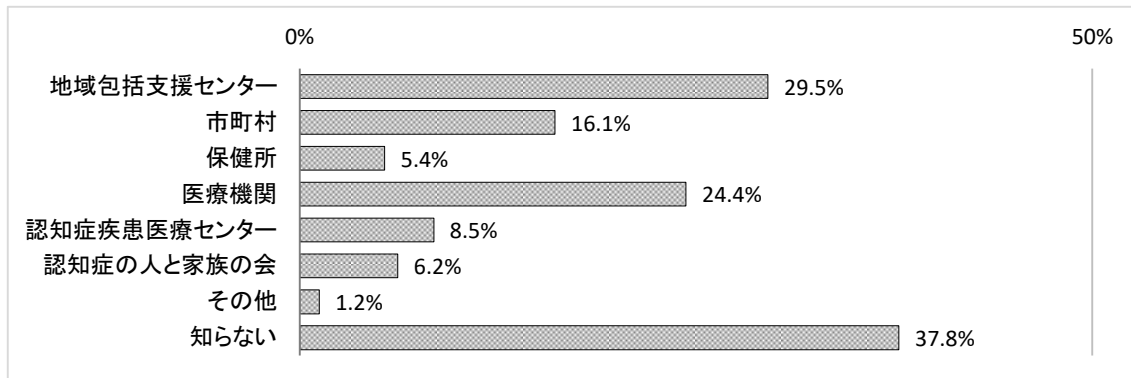
● 「認知症」について、不安なことや心配なことがありますか

【若年者及び一般高齢者】



● 認知症の相談窓口を知っていますか

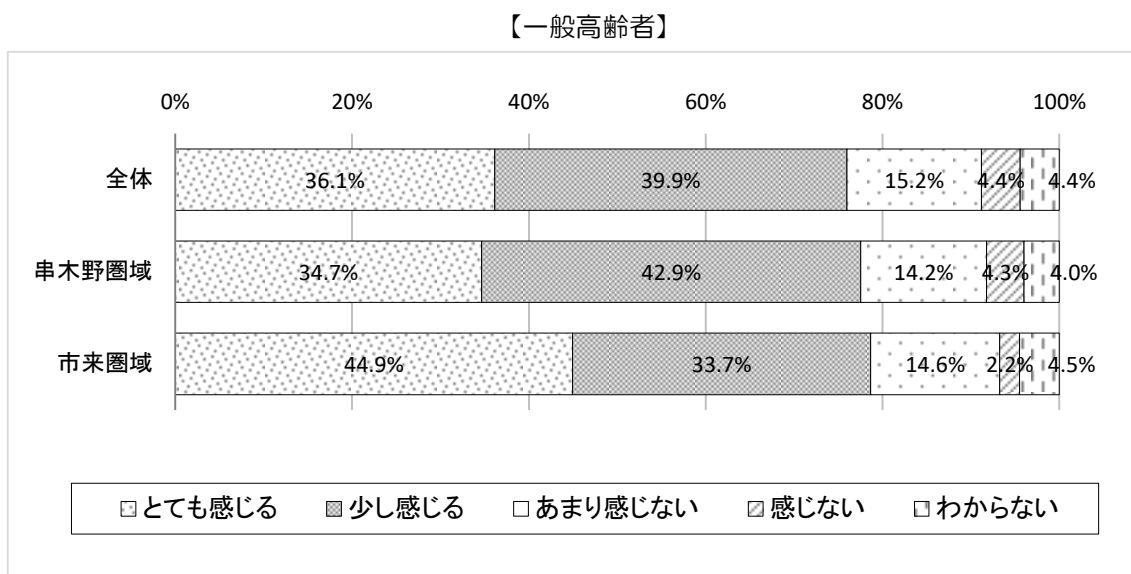
【一般高齢者】



⑧ 地域のつながりについて

住んでいる地域に対して、全体の 76.0%が地域のつながりを感じており、圏域別にみると、市来圏域では 44.9%が地域のつながりを「とても感じている」ことがうかがえます。

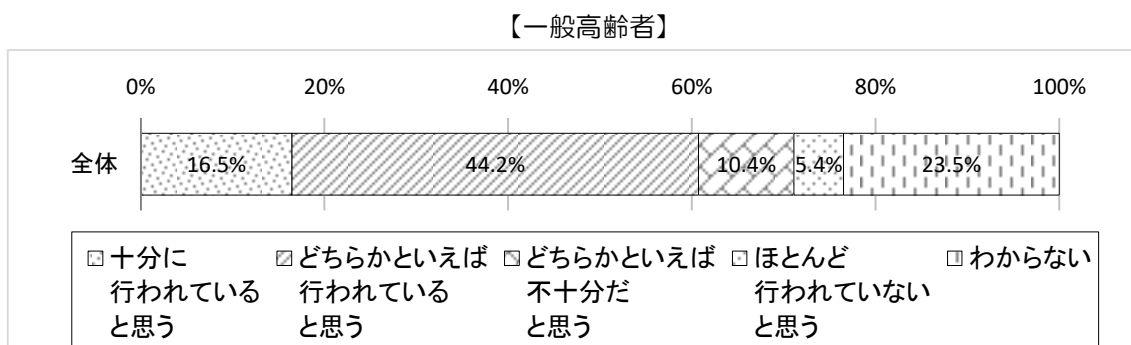
● あなたのお住まいの地域には、地域のつながりがあると感じますか



⑨ 援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況について

「どちらかといえば行われていると思う」との声が 44.2%と最も多くなっており、「十分に行われている（16.5%）」との声と合わせると約 6 割（60.7%）が、一人暮らしの高齢者や認知症の人など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動が行われていると感じています。

● あなたのお住まいの地域における、一人暮らしの高齢者や認知症の方など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況について、どのように感じますか

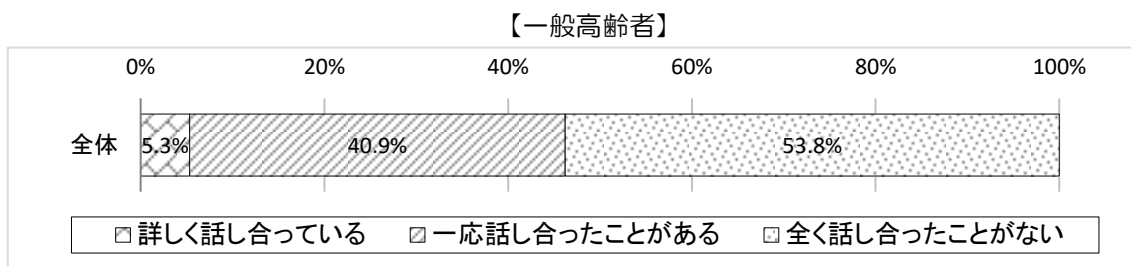




⑩ 終末医療に関する家族との話し合いについて

終末医療に関する家族との話し合いについては、「詳しく話し合っている」と「一応話し合ったことがある」を合わせると、46.2%となっています。

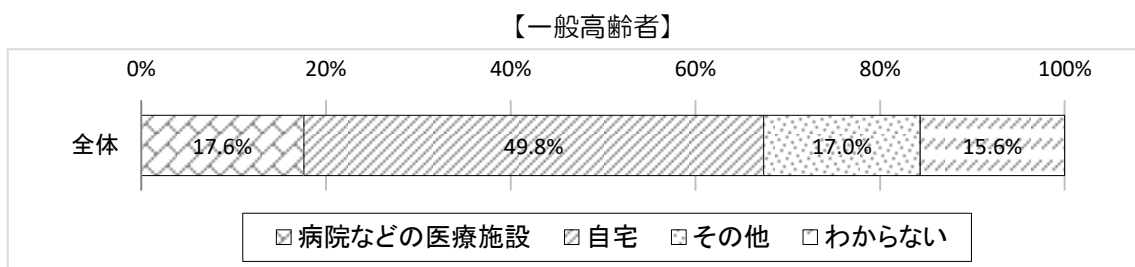
● あなたは、ご自身の死が近い場合に受たい医療や受たくない医療について、ご家族とどのくらい話し合ったことがありますか



⑪ 最期を迎えたいと思う場所について

「自宅」が49.8%と最も多く、約半数を占めています。次いで「病院などの医療施設」、「その他」、「わからない」の順となっています。

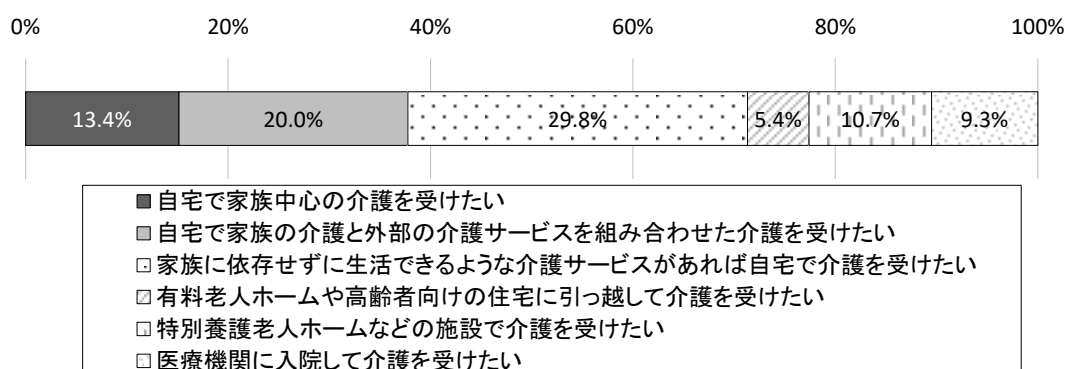
● あなたが最期を迎えたいと思う場所はどこですか



⑫ 受たい介護の内容について

「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が29.8%と最も多く、「自宅で家族の介護と介護サービスを組み合わせた介護を受けたい（20.0%）」、「自宅で家族中心の介護を受けたい（13.4%）」の順となっています。

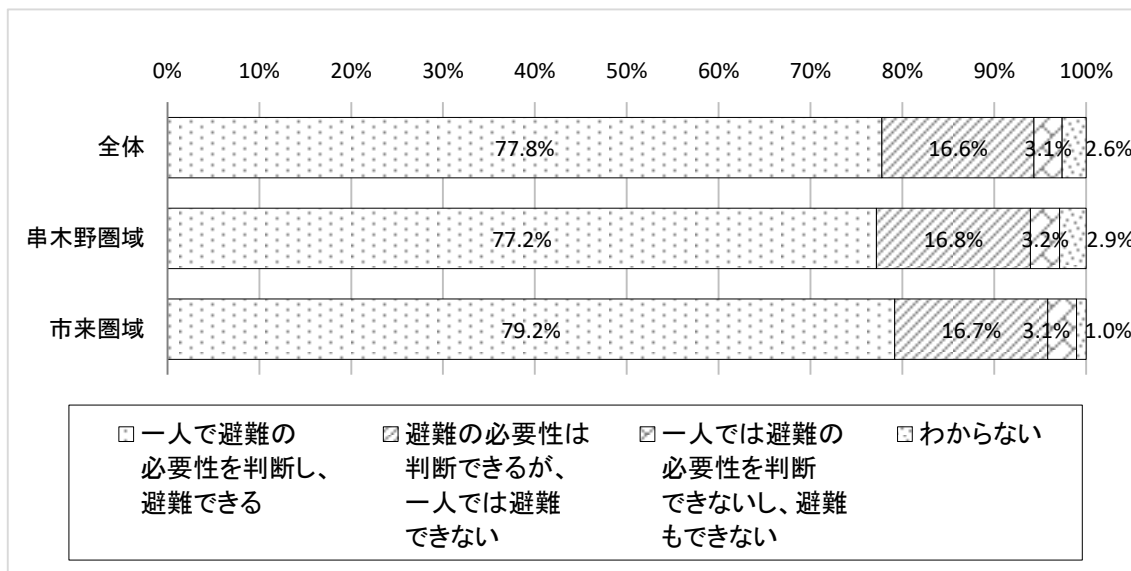
● あなたが仮に介護を受けることになった場合、どのような介護を受けたいですか



⑬ 災害時等の避難について

災害時に、「一人で避難の必要性を判断することができない」、または、「一人で避難場所まで避難できない」、「わからない」といった避難困難者は、22.2%と約2割を占めており、圏域別には特に大きな差異はみられません。

● 災害時（台風や地震等）に、一人で避難の必要性を判断し、避難場所まで避難できますか  
【一般高齢者】

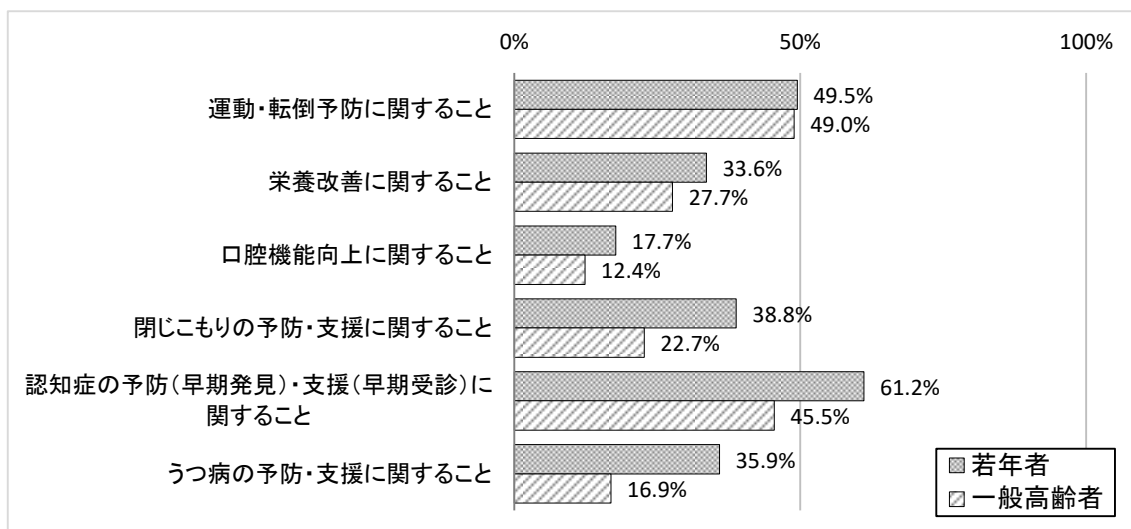


⑭ 介護予防に関する取組で求められていることについて

若年者では、「認知症の予防（早期発見）・支援（早期受診）に関すること」への要望が最も多く、次いで「運動・転倒予防に関すること」、「閉じこもりの予防・支援に関すること」等の要望が多くなっています。

一般高齢者では、「運動・転倒予防に関すること」への要望が最も多く、次いで「認知症の予防（早期発見）・支援（早期受診）に関すること」、「栄養改善に関すること」等の要望が多くなっています。

● 介護予防のための取組を進める上で行政等はどのようなことに取り組む必要があると思いますか  
【若年者及び一般高齢者】

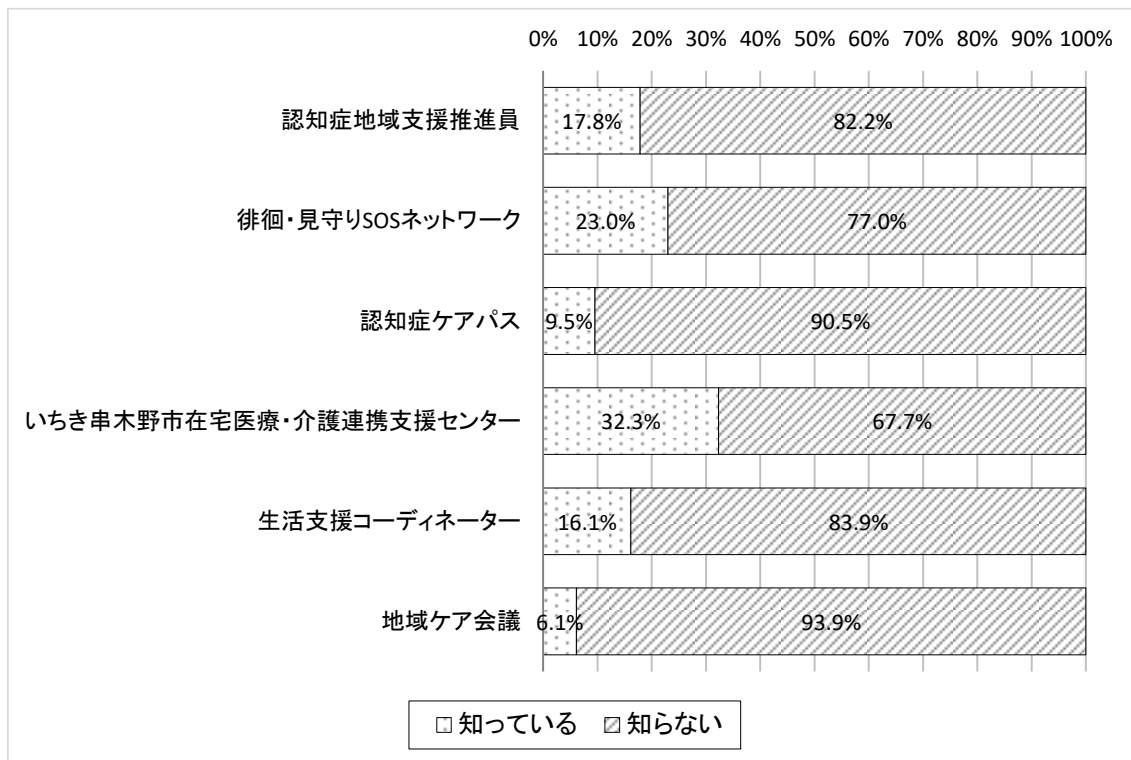


⑮ 本市の高齢者施策の認知度について

「いちき串木野市在宅医療・介護連携支援センター」については約 3 割、「徘徊・見守り SOS ネットワーク」や「認知症地域支援推進員」、「生活支援コーディネーター」については約 2 割が知っているものの、全体的に、各種高齢者施策の認知度は低いことがうかがえます。

● いちき串木野市が推進している各種高齢者施策について知っていますか

【若年者及び一般高齢者、在宅要介護（要支援）者の合算】



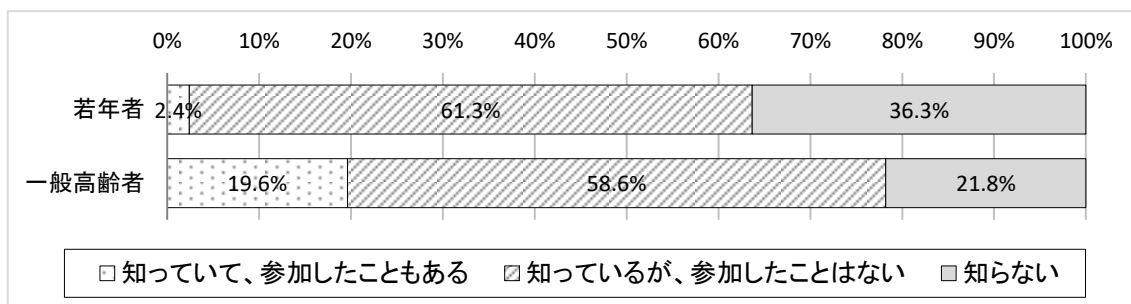
⑯ ころばん体操について

本市で取組が進められている、地域づくりによる介護予防『ころばん体操』については、若年者で約 6 割、一般高齢者では約 8 割が「知っている」ことから、認知度は高いことがうかがえます。

また、『ころばん体操』への参加度については、若年者で 2.4%、一般高齢者で 19.6% となっており、一般高齢者では約 2 割もの参加がみられます。

● 「ころばん体操」を知っていますか、また、知っている場合、参加していますか

【若年者及び一般高齢者】



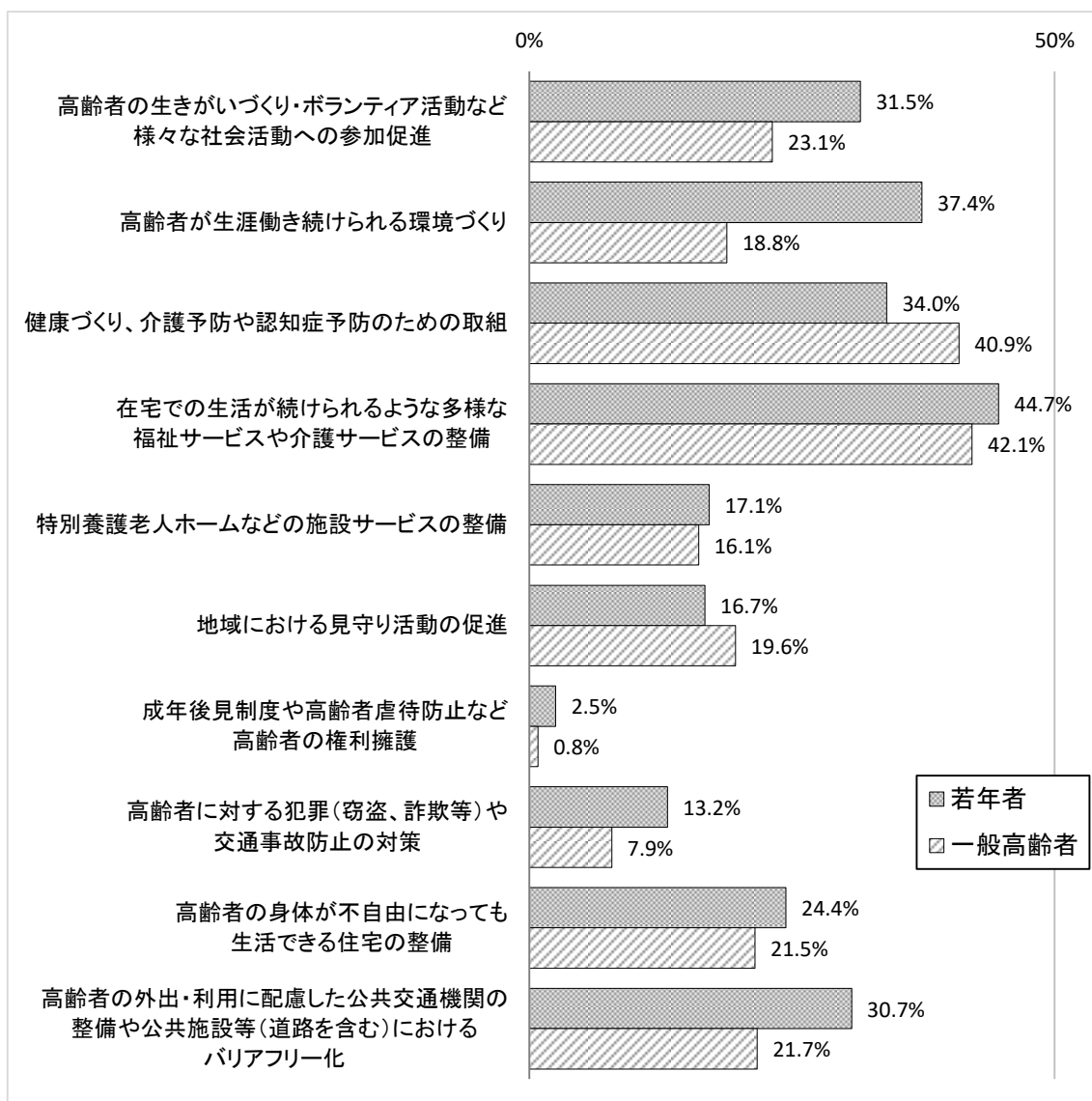
⑰ 高齢者施策に求めるものについて

若年者では、「在宅での生活が続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」との要望が最も多く、次いで「高齢者が生涯働き続けられる環境づくり」、「健康づくり、介護予防や認知症予防のための取組」の順で要望が高くなっています。

一般高齢者では、「在宅での生活が続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」との要望が最も多く、次いで「健康づくり、介護予防や認知症予防のための取組」、「高齢者の生きがいづくり・ボランティア活動など様々な社会活動への参加促進」の順で要望が高くなっています。

● 高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らしていける地域づくりに向けて、行政等はどうようなことに取り組む必要があると思いますか

【若年者及び一般高齢者】



## 4 高齢者を取り巻く課題

医療や介護のニーズが高くなる後期高齢者が急激に増加していることから、介護や生活支援を必要とする高齢者が増えることや、社会の担い手となる年齢層の減少により、一人ひとりの介護に係る負担が増えることが予想されます。このため、生活機能が低下した高齢者のみならず、全ての高齢者への介護予防事業の推進や、健康づくりへの取組がより重要となります。

また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まってきています。要支援者の多様な生活支援のサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、ボランティアの育成、地域団体等の活動支援等が重要となってきます。

さらに、高齢者の多くが、住み慣れた在宅での生活や介護を希望しており、高齢者が介護や医療の必要性が高くなっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、住まいの確保、在宅医療・介護連携の推進、在宅生活を支える介護サービスの拡充が不可欠であるとともに、地域包括ケアの機能強化が急務となっています。

人材の確保に苦慮する介護事業所等も増えてきており、介護を必要とする高齢者の増加により、介護人材不足の問題がさらに大きくなることが予想されます。また、家族介護者が精神的、肉体的、経済的に大きな負担を抱えるケースも増えてきており、介護人材の確保を図るとともに、介護離職をなくすよう家族介護者への支援が必要となります。

# 第3章 基本理念等

## 1 基本理念

本市の進むべき方向としての基本的指針となるいちき串木野市第2次総合計画では、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野について『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』を基本方針として、その実現を図ることとしております。

これを踏まえ、今回策定するいちき串木野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域包括ケアシステムのより一層の推進を目指し、以下のように基本理念を設定します。

### 【基本理念】

— 住民に住み慣れた地域で住み続けられる安心を提供する —

【いちき串木野市第2次総合計画基本理念】

「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」



【いちき串木野市第2次総合計画基本方針】

『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』



【いちき串木野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本理念】

住民に住み慣れた地域で住み続けられる安心を提供する

## 2 日常生活圏域の設定

本市は、平成 17 年の市町村合併後、市全体の一体感が醸成されるまちづくりを推進しており、市中心部を南北に縦断する国道 3 号や市内に有する JR3 駅、インターチェンジ 2 箇所など恵まれた交通基盤のもと路線バス、周辺部と中心部を結ぶいきいきバスやいきいきタクシーの運行などにより、市中心部と周辺部が概ね 30 分以内に移動できる地理的状況であります。

介護保険事業については、合併前の旧市町においてそれぞれ介護保険事業計画が策定され、一定の介護保険事業所は、旧市町にバランス良く配置されていたことや、高齢者実態調査におけるサービス利用や意識・意向等に大きな差異もなかったことから、これまで日常生活圏域を市全体で一つとしてきました。

しかしながら、介護保険法等の改正により地域包括ケアシステムの推進や介護サービスが地域密着型サービス等に移行が進むなど、地域の実態に合わせた介護サービスの提供等が不可欠となってきており、今後在宅サービスの充実を図る上で、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業については、住民が日常生活を営む単位が望ましいこと、又よりきめ細かい地域性や地域の実情に即した地域支援事業の推進を図る観点から、日常生活圏域について串木野地域、市来地域の 2 圏域として設定します。



圏域名	地区	人口	高齢者数	高齢化率
市来圏域	川南、川北、湊、湊町、川上	6,223 人	2,210 人	35.5%
串木野圏域	冠嶽、生福、上名、大原、中央、本浦、野平、照島、旭、荒川、羽島	22,268 人	7,817 人	35.1%

※住民基本台帳（平成 29 年 9 月末現在）より

圏域別介護サービス事業所状況

サービス種類	串木野圏域	市来圏域	合計
居宅サービス	17	8	25
訪問介護	1 (1)	2 (2)	3
訪問看護	1	1	2
通所介護	2 (2)	1 (1)	3
通所リハビリテーション	6	1	7
短期入所生活介護	1	1	2
短期入所療養介護	4	2	6
地域密着型サービス	10	6	16
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0
夜間対応型訪問介護			0
認知症対応型通所介護			0
小規模多機能型居宅介護	1	1	2
認知症対応型共同生活介護	6	2	8
地域密着型特定施設入居者生活介護			0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1		1
看護小規模多機能型居宅介護			0
療養通所介護			0
地域密着型小規模通所介護	2 (2※1)	3 (3)	5
施設サービス	5	3	8
介護老人福祉施設	1	1	2
介護老人保健施設	3	1	4
介護療養型医療施設	1	1	2
特定施設入居者生活介護			0
居宅介護支援	5	1	6
介護予防支援		1	1

注) ( ) 書き内の数は、総合事業のみなし指定事業所で再掲。

※1は、総合事業の通所型サービスA事業所としても事業実施。



# 第4章 高齢者福祉施策の総合的な推進

## 1 高齢者福祉施策の体系

本市では、本計画の基本理念である「住民に住み慣れた地域で住み続けられる安心を提供する」を実現するため、計画が目指す基本目標を掲げるとともに、基本目標ごとに重点的に取り組むべき項目を設定し、これに基づき各種施策を体系的に講じていきます。

### 【基本理念】

住民に住み慣れた地域で住み続けられる安心を提供する

#### 【基本目標1】

住み慣れた地域でお互いを支え合う地域共生社会づくり

地域包括ケアシステムの機能強化をはじめとした、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるための支援が必要です。

#### 【基本目標2】

高齢者や家族が健やかで生きがいに満ちたライフスタイルの確立

高齢者だけでなく、その介護を行う家族も含めて、健康づくりや介護予防の取組、生きがいづくりや就業に関する支援等が必要です。

#### 【基本目標3】

福祉サービスの充実と安定した提供体制の確保

ニーズに応じた介護保険サービス、福祉・生活支援サービスを継続的、安定的に供給するための取組が必要です。

①地域包括ケアシステムの機能強化

②認知症施策の推進

③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

④住まい・環境の充実

⑤安心安全施策の推進

⑥権利擁護・虐待防止の推進

①健康づくり・介護予防の推進

②生きがいづくりと社会参加の促進

③雇用・就業等の支援

④家族介護者への支援の充実

①介護保険サービスの充実

②福祉・生活支援サービスの充実

③介護保険事業の適切な運営

④介護人材の確保及び資質の向上

## 2 【基本目標1】住み慣れた地域でお互いを支え合う地域共生社会づくり

### (1) 地域包括ケアシステムの機能強化

取組内容については、第5章「4 地域支援事業の推進」(62ページ)を参照

### (2) 認知症施策の推進

取組内容については、第5章「4 地域支援事業の推進」(66ページ)を参照

### (3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

取組内容については、第5章「4 地域支援事業の推進」(64ページ)を参照

### (4) 住まい・環境の充実

高齢者にとって、加齢とともに身体機能が低下したり障害が生じたりする場合でも、安心して、そのまま住み続けることができるまちづくりを推進する必要があります。本市では、建築物、道路、公園等の公共的施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリー化を進めるとともに、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送るため、安心して外出できる高齢者の住みよいまちづくりに努めていきます。

#### 【具体的な取組】

##### ①個人住宅、公共施設等のバリアフリー化の促進

個人住宅改修に関しては、高齢者等住宅改造推進事業の手続き等について、広報紙等に掲載を行っています。

高齢者の安全確保と利用しやすい環境を整えるために、計画的に公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、民間事業者に対しても広報等を行い、バリアフリー化の取組を啓発していきます。

##### ②道路のユニバーサルデザイン化等の推進

人に優しい道路の充実を図るため、市街地等の道路のユニバーサルデザイン化を推進します。

##### ③協働の地域づくり推進事業

行政と各種団体(高齢者クラブ、自治公民館等)が相互にその特性や役割を確認し、協働による地域づくりを推進していくことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していきます。

#### ④コミュニティ交通システム

各地区に居住する交通弱者等の市街地での移動手段を確保するために、「いきいきバス」「いきいきタクシー」を運行させるとともに、地域において「コミュニティ自動車」を活用し、利便性の高い運行サービスとなるように努めていきます。

### (5) 安心安全施策の推進

高齢者を交通事故や災害から守るため、関係機関等と十分な連携を図りながら、要援護者の情報の的確な把握に努めるとともに、交通安全や防犯・防災活動を推進し、高齢者の安心で安全な暮らしを確保します。

#### 【具体的な取組】

##### ①参加体験型高齢者交通安全教室の開催

高齢者の事故の現状と対策等について、講話やビデオ視聴、実技訓練などを行い、高齢者の交通事故防止のため、警察署や交通安全協会、関係事業所と連携を図りながら指導の充実に努めていきます。

##### ②交通安全啓発事業

高齢者の交通安全に対する意識を高めるため、交通安全運動を中心に啓発活動を行います。

##### ③道路等の安全対策の推進

交通量の多い道路への歩道整備を進めるとともに、外灯やガードレール等の整備、道路の再点検・改修を行い、安全な道路づくりに努めていきます。

##### ④避難行動要支援者への支援の推進

現在、地域防災計画及び原子力災害住民避難計画が策定され、連携を図り、取り組んでいます。

今後においては、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿を活用し、整備や災害時の安否確認とその体制づくり、また救護・介護などの必要な支援を関係機関と連携をとりながら進めていきます。

##### ⑤要配慮者への支援体制の構築

市の関係部署及び民生委員に加え、地域組織や消防署・消防団との情報共有を図ることにより、日常的な見守り活動を強化し、災害時に迅速な対応ができるよう努めていきます。

##### ⑥防犯・防災対策

振り込め詐欺などの犯罪被害に遭わないように、消費生活相談員や、県消費生活相談センター等と連携を図りながら、講話や広報等の啓発活動を行います。防災訓練の実施や市広報紙への定期的な掲載により、防災意識の高揚を図ります。

## (6) 権利擁護・虐待防止の推進

基本的人権を尊重し、市民一人ひとりの人権意識の普及と高揚を図り、共に生きることのできる社会を目指し、権利擁護・虐待防止の推進を図るために、庁内外の関係機関の連携体制を確立するとともに、高齢者のいる世帯や在宅サービス事業者及び施設内における虐待の未然防止のための取組を推進します。また、市民への啓発活動を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ①高齢者虐待防止・権利擁護の制度周知のための啓発活動

行政や関係団体等の活動を通して、高齢者虐待防止や権利擁護制度、相談機関の紹介パンフレットや資料を配布し、啓発活動を行います。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
制度説明会等	0	1	0	1 回	1 回	1 回

#### ②高齢者虐待防止などの権利擁護業務

虐待発生時の対応及び虐待状況の改善を図るため、支援については適宜コア会議やケース会議を開催し、関係課、民生委員や警察等との協働・協力体制が構築されています。

今後においても、高齢者の権利擁護の推進強化を図るため、老人福祉施設等への措置入所等の支援、高齢者虐待対応や地域ケア会議を活用した高齢者虐待防止ネットワークの効果的な運用、パンフレットの作成・配布により啓発に努めます。

#### ③成年後見制度の普及と支援

成年後見制度の周知を図り、後見人が身上監護や財産管理を行えるよう支援しています。また、住民への成年後見制度の無料説明会ならびに相談会の開催や、市長申立てによる成年後見審判の申立てなどを行うことにより、本人の権利擁護の支援に努めています。

今後も、利用を必要とする市民の増加が見込まれる事から、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力の不十分な方々を擁護するため、後見人等の確保及び支援について推進していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
制度説明会等	0	0	0	1	1	1
市長申立て	0	1	0	3	3	3

### 3 【基本目標2】高齢者や家族が健やかで生きがいに満ちたライフスタイルの確立

#### (1) 健康づくり・介護予防の推進

健康づくりに対する知識の普及啓発に努めるとともに、高齢者が参加しやすい健康づくり事業を展開し、高齢者の生活習慣の改善を図りながら元気な高齢者づくりを推進します。

また、介護が必要な状態になることを予防するため、心身の状態の改善だけでなく、健康寿命をできる限り伸ばし、住み慣れた地域の中でいきいきとした生活や人生を営むことができるよう介護予防事業を推進していきます。

そのためには、「ころばん体操」や「高齢者元気度アップ地域活性化事業」などをおして多様な参加の場づくりと、高齢者が生きがいと役割をもって生活できるような地域づくりを推進していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ①健康づくり意識の啓発活動

広報紙に毎月、健康なまちづくりシリーズとして、喫煙・飲酒・食事・運動・ころ・がん検診・健康診査の必要性などを掲載するとともに、出前講座等を通じ、健康づくりの意識啓発を行っています。現在、常勤の歯科衛生士がいないため（保健師が兼務）、歯科についての広報紙掲載が不十分な状況にあり、課題といえます。

今後は、各種検診等の機会を通じ、健康教育やパンフレット等の配布のほか、広報紙による啓発を行います。また、食事の重要性やバランスの良い食生活、口腔清掃、咀嚼機能訓練の指導・実技等を通じ、健康意識の啓発を行うとともに、各地区のまちづくり協議会や健康地域づくり推進員など住民主体による健康づくり活動の取組への支援を行います。

##### ②高齢者健康づくり事業

生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を推進するために、健康づくりなどの活動を行う高齢者クラブに活動費の助成を行います。

また、長寿健診や人間ドッグ等に対する助成も行っています。

##### ③健康診査・各種がん検診

高齢期を健康に過ごすためには、壮年期から市民一人ひとりが主体的に検診を受診することが大切です。

広報紙や防災無線でがん検診等の受診勧奨を行うとともに、特定健診については、「健康づくり（特定健診受診率アップ）事業交付金」制度を創設するなどし、各地区のまちづくり協議会や推進員を通じ、受診率向上を図るとともに、出前講座等を通じ、検診の必要性の啓発に努めています。

また、複数のがん検診と特定健診をセットにした総合健診を実施するなど、市民にとって利便性の向上を図るとともに、今後も、健康教育・健康相談等あらゆる機会をとらえ啓発を行い、受診率の向上に努めます。

#### ④保健医療との連携

本市ではこれまでに、それぞれのライフステージに応じた健康づくりやメタボリックシンドロームを含む生活習慣病予防に努めていますが、平成23年度からは、糖尿病や高血圧対策としての「生活習慣病重症化予防対策」に取り組んでおり、今後も保健事業と十分に連携をとりながら介護予防を推進していきます。

また、医療と介護との多職種連携・情報共有を進めるとともに、市医師会の「さくらネット」の活用や、県・地域振興局の支援で作成された退院支援ルールの積極的な活用を図ることで、安心して在宅生活を送れるよう支援していきます。

#### ⑤介護予防の推進

**取組内容については、第5章「4 地域支援事業の推進」(58ページ)を参照**

## (2) 生きがいづくりと社会参加の促進

本市では、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進として、多様化する住民の活動に対応するため、指導者の養成・資質の向上に努め、関係団体の育成・強化を図っていきます。

また、高齢者が健やかで生きがいのある生活を送るため、いつでも、どこでも、だれでも参加できる多様な学習機会を提供するとともに、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かし地域社会を構成する重要な一員として、高齢者クラブやボランティア活動をはじめとする社会活動に主体的、積極的に参加する環境づくりを推進します。

### 【具体的な取組】

#### ①すこやかおせんしのスポーツ大会・すこやかおせんしのグラウンドゴルフ大会

高齢者がスポーツを通じて親睦と融和を図ることにより、健康保持と生きがいづくりを推進します。この事業は、高齢者の社会参加の促進、閉じこもりの防止という面から、大変効果が期待されています。

現在、高齢者クラブ会員を対象としており、魅力的な活動をとおして、参加者の増に努めます。

#### ②高齢者クラブ活動の支援

教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会や各世代との交流、社会奉仕活動などを行う高齢者クラブに対し、助成を行います。

高齢者クラブが、活動の積極的な展開や効果的な成果をあげるために、組織育成や会員の加入率向上及び各種指導者養成のための研修の充実を図り、会員のニーズや地域の実情に適応した自主性、独創性のある魅力的な活動ができるよう支援します。

また、高齢者の地域活動やボランティア活動などの社会貢献活動も支援します。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
高齢者クラブ	55 団体	55 団体	55 団体	56 団体	57 団体	58 団体
会員数	2,329 人	2,332 人	2,365 人	2,370 人	2,380 人	2,390 人

#### ③高齢大学

高齢者が、急激な社会の変化への適切な対応、増えつつある自由時間の効率的活用、多様化する物事の価値観等を学習することで、生きがいや心豊かな生活への意識向上を図ります。

#### ④文化財等保存事業

子ども会・高齢者クラブ等への積極的な参加により、地域の環境整備や、文化財等の保存が図られ、地区の活性化や融和が大いに推進されていることから、文化財等保存活動に補助を行い、高齢者が自らの経験を生かせる貴重な文化財等を保存し、後世への伝承に対して支援に努めます。

## ⑤ボランティア育成事業

社会福祉協議会と連携を図り、地域活動やボランティア活動に関する PR、ボランティア育成講座の開催など高齢者はもとより、多くの住民がボランティア活動に参加しやすい環境整備に努めるとともに、幅広い活動支援を行い、ボランティア活動が地域全体で継続的かつ自主的に展開されるような体制づくりを行います。

今後も、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図り、各地域の特異性を活かして行われるさまざまな地域の活動を支援し、研修・広報などを通じて参加者の拡充を図り、情報の共有と自助・互助の精神をもって地域福祉をともに支え、協働のまちづくりを進める人材を育成します。

また、地域包括支援センターが行っている高齢者元気度アップ・ポイント事業や、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業を活用して、高齢者のボランティア活動の促進、住民主体の通いの場や高齢者サロンなどの支援者として元気な高齢者が活躍できるように今後も進めていきます。



### (3) 雇用・就業等の支援

高齢者の生きがいづくり、健康づくりの促進のために、高齢者の就業・就労支援の推進は、重要な施策の一つです。そのため、本市では高齢者の就業・就労支援として、次の施策を推進します。

#### 【具体的な取組】

##### ①高年齢者労働能力活用事業

農作業等の補助や庭等の清掃等、高齢者の働く機会の確保を図るとともに、シルバー人材センター会員の健康と福祉の増進に努めます。

##### ②シルバー人材センター育成事業

概ね 60 歳以上の高齢者会員の希望に応じて、地域社会における高齢者の経験や能力に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を提供することにより、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与します。

また、組織の育成・強化に努め、会員の加入促進と就業分野の開拓を図りつつ、高年齢期の生きがいづくりにも寄与していきます。

#### (4) 家族介護者への支援の充実

在宅の寝たきり者等を介護している家族の身体的、経済的負担の軽減を図り、支援するための福祉サービスを実施しています。

##### 【具体的な取組】

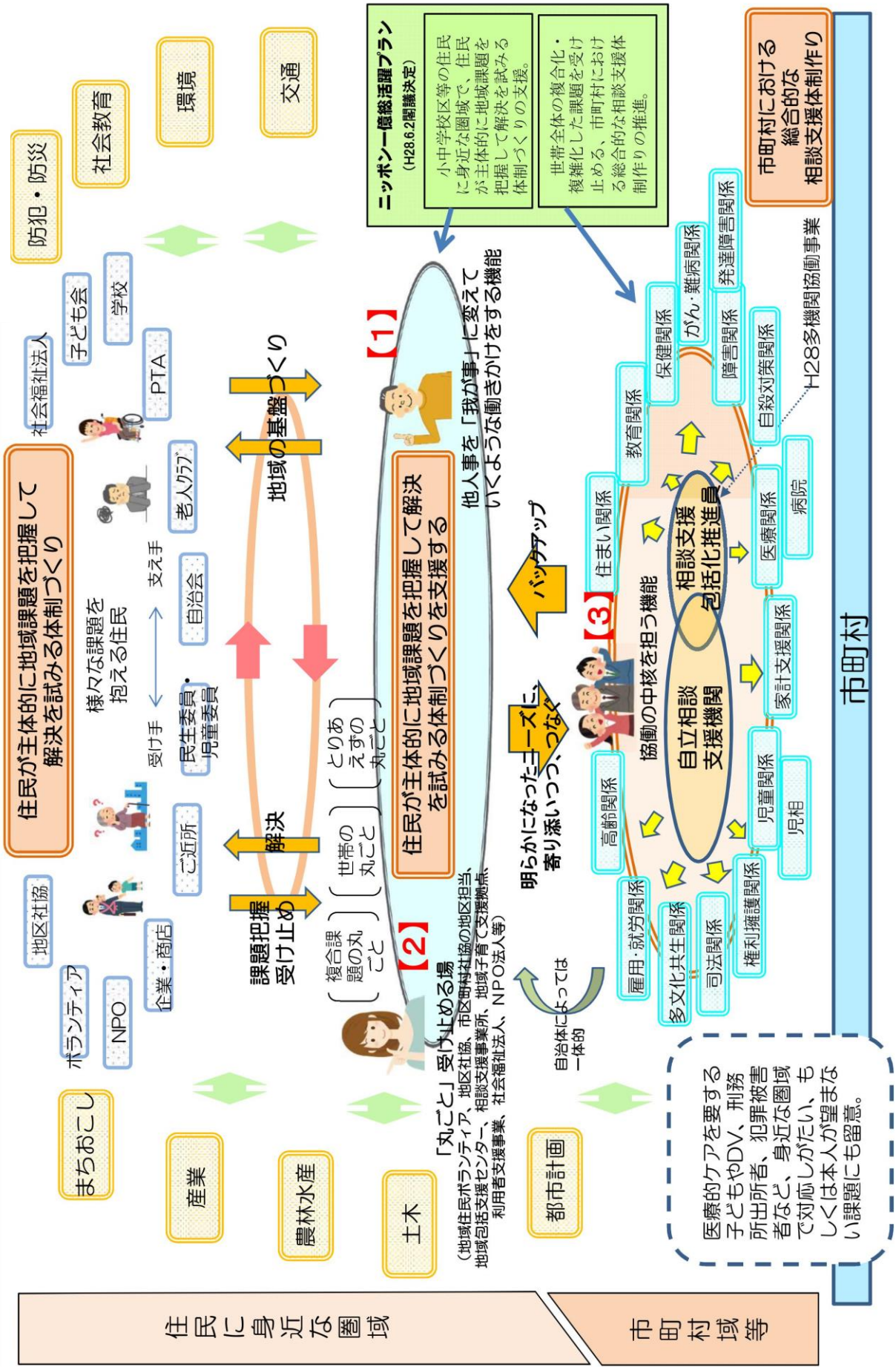
##### ①在宅寝たきり者等介護手当支給事業

在宅寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者の介護者に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的としています。

今後は、在宅での介護者の増加を勘案し、調査方法や対象者について検討しながら事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
支給者数	69人	98人	80人	110人	110人	110人

# 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



## 4 【基本目標3】福祉サービスの充実と安定した提供体制の確保

### (1) 介護保険サービスの充実

介護や支援が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、国の介護給付費適正化計画と整合性を保ちながら、必要な介護サービスが適正に提供されるように取り組みます。

また、要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した多様なサービスを提供して在宅生活を支え、在宅での生活が困難な方のために、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれたサービス環境を整えます。

### (2) 福祉・生活支援サービスの充実

#### ■生活支援サービスの充実

介護保険制度改正において、要支援1・2の介護予防訪問介護と介護予防通所介護においては、全国一律の予防給付から、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）」に移行することになり、本市においては平成27年4月から新たな枠組みの中で実施しています。

なお、介護予防・生活支援サービス事業は、高齢者の在宅生活を支える事業として、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供が期待されていることから、本市においては、「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、地域資源等を活用したサービス体制の構築を積極的に推進します。

#### 【具体的な取組】

##### ①生活支援サービス事業の充実

公的な福祉サービスではカバーできない身近な生活支援のニーズも今後増えていくことが予測されることから、地域で共に支えあうことができるよう、地域力を高めることが重要です。シルバー人材センターや関係機関・団体等と連携しながら、生活支援の担い手としての高齢者の社会参加を促し、住民運営の通いの場を充実させ、さらに高齢者の見守り、外出支援、家事支援等の在宅生活支援のインフォーマルサービスの充実を図ります。

なお、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等に対し、サービスの質を確保するため、地域の実情に応じた研修の実施にも努めます。

#### ■福祉サービスの充実

高齢者等が生きがいをもち、日常生活を安心して過ごすためには、住民相互の支え合いの環境の中で、自立した生活を支援する生活全般にわたる各種サービスが必要です。本市では、介護保険の要介護認定で【非該当】となった高齢者、及び介護保険の対象とならない高齢者をはじめ、在宅の要介護高齢者や一人暮らしの高齢者に対し、要介護状態への進行を防止するとともに、在宅での自立した生活を維持するための支援を行います。

今後も、高齢者が自立した生活を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう事業を推進します。

## 【具体的な取組】

### ■在宅サービス

#### ①生活指導型ショートステイ事業

介護保険の要介護認定の結果【非該当】となった者又は介護保険の対象とならない者で、日常生活のなかで基本的な生活習慣の実施が困難な高齢者に対し、一時的に老人福祉施設への入所を促し、生活習慣等の指導を行うとともに体調管理を図り、要介護状態への進行の予防を図ることを目的としています。

今後とも、要介護状態への進行の予防のため、事業を継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
利用者数	0人	0人	4人	4人	4人	4人

#### ②訪問給食サービス事業

訪問給食サービス事業は、在宅の一人暮らしの虚弱な高齢者等で、家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、食事の支援を行うことにより、自立した生活の支援及び安否の確認を行うことを目的としています。

今後は、対象者の拡充や内容の検討を行いながら、継続して事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
利用者数	200人	216人	220人	220人	220人	220人

#### ③寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の要介護高齢者等に対し、寝具等の洗濯、乾燥等のサービスを提供することにより、公衆衛生の向上及び疾病を予防することを目的としています。今後も、公衆衛生の向上に必要であるため、事業を継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
利用者数	2人	3人	5人	5人	5人	5人

#### ④訪問理美容サービス事業

在宅寝たきり高齢者等に対し、訪問理美容サービスを行うことにより、衛生的で快適な生活の維持を図ることを目的としています。

今後も継続して、事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
利用者数	0人	0人	3人	3人	3人	3人

### ⑤紙おむつ等給付事業

在宅で寝たきり等の状態の高齢者等のうち、低所得世帯に属し、日常生活で常時紙おむつ等を使用している者を対象に、紙おむつ等の給付を行い、在宅福祉の増進を図るとともに、在宅寝たきり高齢者等の属する家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

今後も、事業内容について検討しつつ、継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	46 人	59 人	60 人	70 人	70 人	70 人

### ⑥高齢者実態把握事業

市内3箇所の在宅介護支援センターに委託し、地域の援護を要する高齢者等の心身の状況、その家族等の状況、介護・福祉サービスの利用意向、今後の課題等を把握するものです。

福祉課と情報共有し、必要に応じて、各種制度の周知や各種サービス等の利用につながるよう支援に努めています。

今後は、関係機関との連携を図り、介護や福祉サービスへの利用につながる方策を検討しながら事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	3,553 件	3,540 件	3,600 件	3,600 件	3,600 件	3,600 件

### ⑦緊急通報体制等整備事業

65 歳以上の一人暮らしの高齢者で、突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する者等に、緊急通報装置を貸与し急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進を図ることを目的としています。

今後は、利用条件などを検討し、利用者の拡大を図りながら事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	64 人	62 人	70 人	70 人	70 人	70 人

### ⑧高齢者等住宅改造推進事業

高齢者等の在宅での生活を支援するため、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費の一部を助成することにより、介護負担の軽減、高齢者等の自立促進や寝たきり防止を図ることを目的としています。

当事業は、介護負担の軽減等に有効であることから、在宅での自立した生活を維持するためにも、引き続き実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	2 人	2 人	5 人	5 人	5 人	5 人

### ⑨高齢者日常生活用具給付等事業

おおむね 65 歳以上の低所得者で、かつ一人暮らしの高齢者等に対し、火災警報器、自動消火器、電磁調理器（平成 29 年度から電磁調理器のみ）を給付し、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

一人暮らしの高齢者の増加に伴い、日常生活用具の必要性は増加するものと予想されることから、今後も継続して事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	3 件	2 件	5 人	5 件	5 件	5 件

### ⑩高齢者はり、きゅう及びマッサージ施術料助成事業

市内に住所を有する入院及び通院等を除く在宅の 65 歳以上の者に対し、はり、きゅう又はマッサージの施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康保持を図り、福祉の向上に資することを目的としています。

当事業は、高齢者の健康保持増進を図っているため、今後も引き続き、継続して実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	37 人	36 人	46 人	50 人	50 人	50 人

### ⑪長寿祝金

長寿祝金は、市内在住の高齢者の長寿を祝福し、敬意を表するため、満 80 歳以上の節目等の高齢者に対し、長寿祝金を支給する事業です。

当事業は、今後も、対象年齢・支給額について、時代に即した検討を行いながら実施していきます。

### ⑫徘徊高齢者位置情報検索機器購入助成事業

GPS を利用して徘徊高齢者の位置情報を検索するための機器購入費用等を助成し、徘徊高齢者の早期発見と事故防止を図ります。

## ■施設サービス

### ①養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な、おおむね 65 歳以上の高齢者を入所させる施設です。

居宅での生活が困難な高齢者を対象とし、福祉課において必要に応じて入所判定を行い、適正な入所に努めています。

入所者が要介護等の状態になった場合には、介護保険サービスを利用することも可能です。市内には 1 箇所の施設が整備されています。

### ②軽費老人ホーム

60 歳以上の方（夫婦で入所する場合はどちらかが 60 歳以上）であって、身体機能の低下が認められる方で、家庭環境、住宅環境などの理由により、居宅において生活することが困難な方が低額な料金で利用できる施設で、ケアハウスなどがあります。入所者が要介護等の状態になった場合は、訪問介護（ホームヘルプ）等の介護保険サービスを利用することも可能です。現在は、市内にありませんが、近隣市の施設に入所することで、対応を図っています。

## （3）介護保険事業の適切な運営

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、市は保険者として、3年間で一期とする介護保険事業計画の中で、介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに、第7期における保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。

また、介護保険制度への信頼を高め、介護が必要な高齢者を支える基盤である介護保険サービスの質と量を確保するため、介護給付適正化計画に沿って適正化事業を進めるとともに、低所得者や介護サービス事業者への支援を行います。

## （4）介護人材の確保及び資質の向上

今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取組や、次世代を担う小・中・高校生の福祉職場への興味や関心を高め、就労のきっかけづくりとなるような取組を推進します。



# 第5章 介護保険事業計画

## 1 介護保険事業計画の概要

### (1) 計画の基本的な考え方

介護保険は、市が保険者となって制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）と医療保険に加入している40歳から64歳の方（第2号被保険者）の保険料の50%でまかなわれています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、市の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

### (2) 計画の重点目標

第7期介護保険事業計画において、重点的に取り組むべき事項として以下の通り目標を定め、評価するための指標を設定します。

#### ①健康寿命延伸による介護予防

高齢者になっても出来る限り自立した生活が送れるよう、ころばん体操を軸とした介護予防の取組みを推進します。

#### ②幅広い世代を巻き込んだ認知症施策の推進

認知症になっても地域において穏やかな生活が維持できる社会づくりを目指し、地域に暮らす全ての世代の人が認知症を理解し、さりげなく手助けできるサポーター養成などを推進します。

#### ③在宅医療・介護連携推進事業の推進

在宅高齢者等が医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ在宅のまま希望する医療・介護サービスの提供が行われることを目指し、在宅医療・介護連携推進事業の推進を図ります。

#### ④安心して生活するための生活支援体制の構築

地域において高齢者等が孤立することなく生活できるよう、多様な主体や機関が住民主体の支え合い活動の体制構築を推進します。

#### ⑤介護給付適正化の推進

安定的な介護保険運営を行うため、「いちき串木野市介護給付適正化計画」を定め、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が適切に提供することを推進します。

指標項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (2021 年度) (平成 33 年度)	備考
1. ころばん体操参加率	22.0%	維持	
2. 認知症サポーター数	3,012 人	4,200 人	
3. 認知症の相談窓口を「知らない」人の割合	37.8%	減少	高齢者実態調査（一般高齢者）より
4. 終末医療に関して家族と「話し合ったことがある」人の割合	46.2%	増加	
5. 一人暮らしの高齢者や認知症の人など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況で「行われている」と感じている人の割合	60.7%	増加	

## 2 介護保険対象サービスの利用者推計

### (1) 被保険者の見込

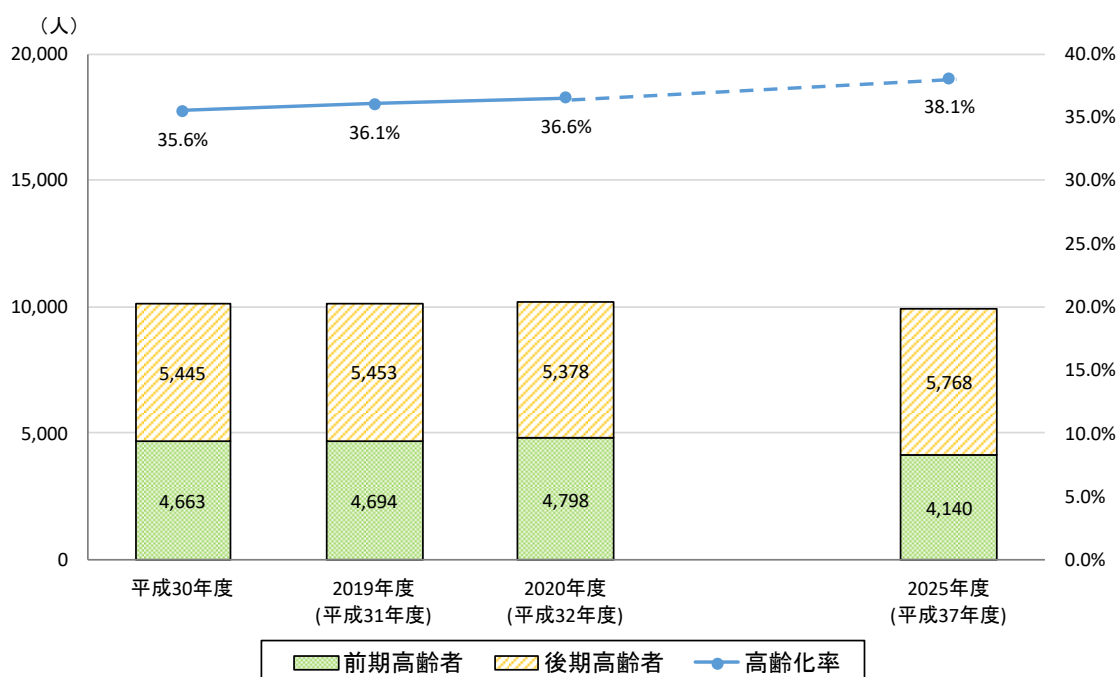
第1号被保険者数は、平成30年度から2020（平成32）年度まで増加傾向となっており、2020（平成32）年度で10,176人と推計され、その後、減少に転じ、2025（平成37）年度には9,908人になるものと見込まれています。このように、65歳以上の第1号被保険者については、本計画期間中に概ねピークを迎え、その後、微減状態で推移する見込みとなっています。

しかし、後期高齢者については、平成30年度から増加傾向にあり、2025（平成37）年度には5,768人と急激に増加することが見込まれていることから、第7期での介護予防が重要になると想定しています。

一方、第2号被保険者数については、一貫して減少傾向で推移していくものと見込まれます。

	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
総人口	28,241	28,009	27,739	25,914
第1号被保険者	10,078	10,147	10,176	9,908
前期高齢者	4,633	4,694	4,798	4,140
65～69歳	2,709	2,744	2,805	2,421
70～74歳	1,924	1,950	1,993	1,719
後期高齢者	5,445	5,453	5,378	5,768
75～79歳	1,932	1,935	1,908	2,046
80～84歳	1,622	1,624	1,602	1,718
85～89歳	1,100	1,102	1,087	1,166
90歳以上	791	792	781	838
第2号被保険者	8,890	8,630	8,371	7,639

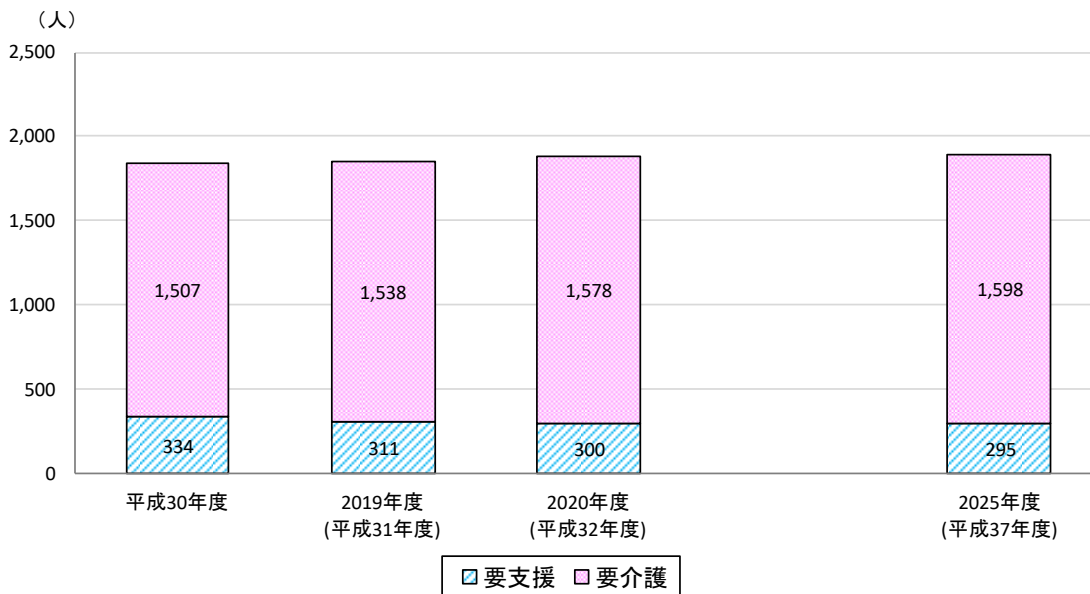
※厚生労働省「見える化システム」より抽出。



## (2) 要介護（要支援）認定者の見込

要介護（要支援）認定者数は、2020（平成32）年度に1,922人、2025（平成37）年度に1,935人と推計され、一貫して増加傾向で推移していくものと見込まれます。また、前述した被保険者における後期高齢者の増加と同様に、要介護（要支援）認定者における後期高齢者の増加も顕著にみられます。

	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
認定者数	1,876	1,889	1,922	1,935
第1号被保険者	1,841	1,849	1,878	1,893
要支援	334	311	300	295
要介護	1,507	1,538	1,578	1,598
前期高齢者	131	135	142	148
要支援	18	18	19	19
要介護	113	117	123	129
後期高齢者	1,710	1,714	1,736	1,745
要支援	316	293	281	276
要介護	1,394	1,421	1,455	1,469
第2号被保険者	35	40	44	42



### 3 介護保険事業の目標量

#### (1) 居宅系サービス受給者数等の推計

##### ①訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパーが訪問し、食事や入浴、排せつの介助などの身体介護や、買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うサービスで、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	1,265.8	1,632.8	1627.0	1,651.8	1,584.7
利用者数	人/月	121	125	130	129	98
給付費	千円/年	49,197	51,221	51,801	52,695	50,404

##### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うサービスです。

##### 【訪問入浴介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0
利用者数	人/月	0	1	1	1	1
給付費	千円/年	35	567	567	567	567

##### 【介護予防訪問入浴介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
利用者数	人/月	0	1	1	1	1
給付費	千円/年	0	97	97	97	97

##### ③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師等が訪問し、主治医の指示のもと、健康状態の管理や処置などを行うサービスです。

##### 【訪問看護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	443.7	494.0	514.0	546.0	454.0
利用者数	人/月	60	94	104	114	110
給付費	千円/年	32,637	35,536	36,175	37,991	30,091

【介護予防訪問看護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	33.8	40.0	40.0	40.0	36.0
利用者数	人/月	5	2	2	2	2
給付費	千円/年	2,056	2,463	2,465	2,465	2,218

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士等が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

【訪問リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	474.7	488.7	513.4	531.6	488.8
利用者数	人/月	37	41	47	48	38
給付費	千円/年	16,895	17,488	18,435	19,173	17,738

【介護予防訪問リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	37.7	35.0	35.0	35.0	42.0
利用者数	人/月	4	5	5	5	6
給付費	千円/年	1,268	1,185	1,185	1,185	1,422

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うサービスです。

【居宅療養管理指導】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	136	158	181	195	155
給付費	千円/年	12,937	13,231	15,089	16,137	12,745

【介護予防居宅療養管理指導】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	12	16	19	21	22
給付費	千円/年	1,004	1,404	1,668	1,844	1,932

## ⑥通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持（認知症予防）を図ることを目的としたサービスです。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	1,448.0	1,486.2	1,531.1	1,612.6	1,573.3
利用者数	人/月	143	141	139	139	119
給付費	千円/年	129,372	134,914	140,652	150,565	148,931

## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

### 【通所リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	2,373.0	2,910.0	3,092.0	3,248.0	3,218.0
利用者数	人/月	255	252	263	277	279
給付費	千円/年	245,736	295,025	307,667	316,756	300,453

### 【介護予防通所リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	87	97	97	97	89
給付費	千円/年	32,497	34,124	34,139	34,139	28,373

## ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護者の事情等により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排せつなどの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けられるサービスです。

### 【短期入所生活介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	513.7	515.7	521.6	515.5	417.3
利用者数	人/月	67	66	65	61	45
給付費	千円/年	52,413	53,656	54,833	54,613	45,834

【介護予防短期入所生活介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	16.7	18.0	18.0	18.0	18.0
利用者数	人/月	6	6	6	6	6
給付費	千円/年	1,438	1,571	1,571	1,571	1,571

⑨短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所のうち、老人保健施設に入所する場合、短期入所療養介護（老健）となります。

【短期入所療養介護（老健）】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	153.1	154.6	154.6	154.6	90.4
利用者数	人/月	20	18	18	18	15
給付費	千円/年	20,228	20,514	20,523	20,523	11,689

【介護予防短期入所療養介護（老健）】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0
利用者数	人/月	0	2	2	2	2
給付費	千円/年	0	508	508	508	508

⑩短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所のうち、介護療養型医療施設に入所する場合、短期入所療養介護（病院等）となります。

【短期入所療養介護（病院等）】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	47.7	49.5	49.5	49.5	64.0
利用者数	人/月	10	5	5	5	4
給付費	千円/年	6,030	6,477	6,480	6,480	8,446

【介護予防短期入所療養介護（病院等）】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0

### ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

#### 【福祉用具貸与】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	287	307	325	339	302
給付費	千円/年	42,523	43,052	43,630	43,879	35,359

#### 【介護予防福祉用具貸与】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	76	74	75	76	78
給付費	千円/年	5,592	5,457	5,536	5,615	5,772

### ⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用への保険給付を行うものです。

#### 【特定福祉用具購入費】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	8	10	9	10	10
給付費	千円/年	2,293	2,885	2,786	3,056	3,056

#### 【特定介護予防福祉用具購入費】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	2	5	5	5	5
給付費	千円/年	473	883	883	883	883

### ⑬住宅改修費・介護予防住宅改修費

在宅生活に支障がないように行う小規模な住宅の改修（段差解消、手すり取付等）を行った場合に、住宅改修に要した費用の一部を支給するものです。

#### 【住宅改修費】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	12	15	17	18	17
給付費	千円/年	9,414	11,418	13,021	13,161	12,779



【介護予防住宅改修費】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	7	8	9	10	13
給付費	千円/年	9,844	10,200	11,489	12,778	16,647

⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、介護保険上の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

【特定施設入居者生活介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	56	59	62	67	73
給付費	千円/年	114,169	119,334	125,069	133,669	144,036

【介護予防特定施設入居者生活介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	3	5	6	7	9
給付費	千円/年	4,594	4,824	5,455	6,084	7,902

⑮居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成や、サービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。

【居宅介護支援】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	591	594	597	599	601
給付費	千円/年	97,175	97,732	98,037	98,394	98,757

【介護予防支援】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	148	148	148	153	165
給付費	千円/年	7,849	7,903	7,924	8,209	8,864

## (2) 施設サービス受給者数等の推計

### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う入所施設です。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	165	165	165	165	185
給付費	千円/年	508,853	511,548	511,777	511,777	576,083

### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、在宅復帰を目的として、リハビリテーションを含む看護・医療サービスを提供するとともに、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行う入所施設です。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	235	235	235	235	260
給付費	千円/年	741,698	745,960	746,294	746,294	834,244

### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や医療・リハビリテーションなどを行う入所施設です。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	34	34	34	34	
給付費	千円/年	132,877	135,203	135,263	135,263	

### ④介護医療院

介護医療院は、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行うことを目的とした施設で新たな介護保険施設として創設されます。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月		0	0	0	32
給付費	千円/年		0	0	0	119,695

### (3) 地域密着型サービス受給者数等の推計

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護老人福祉施設は、重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的、または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	0	0	0	12	12
給付費	千円/年	0	0	0	20,750	20,750

#### ②夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話等を受けることができるサービスです。

#### ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にある要介護認定者が、通所施設等を利用して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

#### ④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅の要介護認定者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅もしくは省令で定めるサービス拠点に通わせ、または短期間宿泊させ、当該拠点において入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うものです。

##### 【小規模多機能型居宅介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	43	43	43	43	43
給付費	千円/年	96,794	98,343	98,387	98,387	96,012

##### 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	4	5	5	5	5
給付費	千円/年	3,233	3,452	3,454	3,454	3,454

### ⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある要介護認定者に対して、共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

#### 【認知症対応型共同生活介護】

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	144	144	144	144	150
給付費	千円/年	429,242	431,772	431,966	431,966	451,826

### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している利用者が、排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の介護老人福祉施設に入所している利用者が、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを受けることができるサービスです。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	54	29	29	29	35
給付費	千円/年	109,868	99,499	99,554	99,554	121,144

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
利用者数	人/月	0	0	21	21	21
給付費	千円/年	0	0	59,966	59,966	57,728

### ◎地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員数 18 人以下の小規模デイサービス（入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービス）です。

		実績値(見込)	見込値			
		平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
サービス必要量	回数/月	1,116.1	1,191.3	1,230.1	1,235.4	1,390.3
利用者数	人/月	116	120	121	116	98
給付費	千円/年	112,012	120,936	125,203	125,976	138,603

## 4 地域支援事業の推進

地域支援事業は、被保険者が要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となっても可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険事業費により実施される事業で、大きく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3種類により構成されています。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

#### 【一般介護予防事業】

高齢者等が心身の状況等によって分け隔てられることなく集える自主的な住民主体の集いの場で、継続して介護予防等の取組が実施されるような地域を目指して、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における活動の育成・支援を行います。

#### ①介護予防対象者把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防や市が実施する介護予防教室へ繋げることを目的としています。

第6期では、年に平均して120件程度の把握訪問を実施しました。

第7期については、住民主体の集いの場の微増を見込み、訪問件数については減少していくものと推計しています。

区分	項目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防事業対象者 把握訪問	訪問件数	129件	131件	100件	90件	60件	60件

#### ②介護予防普及啓発事業

介護予防の知識の普及と実践のため、広報紙への掲載をはじめ、各公民館や高齢者クラブ等への健康教室や健康相談等での出前講座、在宅福祉アドバイザー（ともしびグループ）研修時など、他課との連携を行いながら、65歳以上の高齢者のみならず、若年者にも情報を発信しています。

第6期では、出前講座等の要請件数も多く、介護予防の啓発が順調に行われました。また、「ころばん体操」の未実施公民館を主な対象として、転倒リスクの防止や栄養改善・口腔機能訓練等をメニューとした介護予防教室を市来保健センター、健康増進センター、羽島交流センターの3箇所で5クール実施いたしました。

第7期については、引き続き普及啓発を行っていきます。また、介護予防教室については、第6期と同様に「ころばん体操」の未実施公民館を主な対象として実施を予定していますが、「ころばん体操」実施公民館の微増を見込み、平成30年度は3箇所3クールとし、徐々に実施回数を減らしていく予定です。

区 分	項 目	実績値			目標値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
介護予防普及のための健康教室・高齢者クラブ等	開催回数	55 回	38 回	20 回	20 回	20 回	20 回
	延べ参加人数	1,030 人	1,413 人	400 人	400 人	400 人	400 人
介護予防教室	開催回数	58 回	60 回	30 回	36 回	24 回	24 回
	延べ参加人数	1,267 人	1,254 人	1,080 人	1,080 人	720 人	720 人

### ③地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、「ころばん体操」を実施しており、お世話役さんとして活動される市民を対象としたボランティア育成のための研修会等も行っています。

第6期では、「ころばん体操」が各公民館で立ち上がり、地域の集いの場ができました。さらに、お世話役さんを中心に参加する高齢者等が楽しんで参加できるよう、各公民館でさまざまな工夫を凝らして活動しています。このような状況のもと、国の想定で高齢者人口の10%の参加と見込んだ「ころばん体操」は、本市で約20%の市民が参加登録をしており、評価を受けています。

第7期については、「ころばん体操」の実施公民館が微増すると見込み、参加登録人数は、登録取消や他のサービス利用に伴い、若干の減少はあるものの横ばい状態で維持すると想定しました。また、ボランティア育成のための研修会も引き続き実施していきます。

区 分	項 目	実績値			目標値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
ボランティア育成のための研修会	開催回数	4 回	5 回	2 回	5 回	5 回	5 回
	延べ参加人数	503 人	274 人	200 人	100 人	100 人	100 人
ころばん体操	実施公民館数	55 公民館	81 公民館	93 公民館	100 公民館	100 公民館	100 公民館
	実参加人数	1,255 人	1,922 人	2,213 人	2,200 人	2,200 人	2,200 人

### ④一般介護予防事業評価事業

第6期における一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体に関して、国が示す指標を踏まえて市としての評価を行い、その結果に基づいて、各種事業の改善を図っていきます。

### ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

市内の医療機関や事業所等に所属しているリハビリテーションに関する専門的知見を有する専門職が、高齢者の有する能力を評価して、改善の可能性を助言するなど、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等での介護予防活動の取組を総合的に支援しています。

第6期では、「ころばん体操」における段階的な活動支援や、お世話役さん研修会の講師としての支援を連携して行いました。また、「ころばん体操中級編お世話役さんマニュアル」の作成や、口腔機能向上のための「口から元気 ひっかけん体操」の資料作成についても支援を行いました。

第7期については、第6期と同様に事業を継続的に支援していきますが、主に「ころばん体操」における活動支援を中心として、支援回数は70回程度とし、横ばいで維持するものと推計しています。また、充実した内容となるよう、総合的な支援を行っていきます。

区 分	項 目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域リハビリテーション活動	開催回数	17回	56回	70回	70回	70回	70回
	延べ参加人数	311人	940人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

### ⑥高齢者元気度アップ地域活性化事業

高齢者の健康増進・社会参加等の促進を目的としたポイント制度であり、あらかじめ登録された高齢者の方や高齢者を含むグループに、活動に応じてポイントを付与する事業を推進していきます。

第6期では、登録はしているものの実際の活動に結びついていない例もあり、特に施設ボランティアについては活動者数が増えていない現状があります。

第7期については、住民主体によるゴミ出しや買物支援等の活動範囲の拡大、ポイントの還元方法の見直しを行い、高齢者のさらなる社会参加を促進します。

区 分	項 目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
個人	登録人数	1,413人	1,878人	1,800人	2,200人	2,200人	2,200人
グループ	登録グループ数	70グループ	94グループ	115グループ	115グループ	115グループ	115グループ

### ⑦高齢者交流サロン推進事業

65歳以上の一人暮らし高齢者ならびに、日中一人暮らしとなる高齢者等に対して地域住民によって身近で気軽に集まることのできる場所を確保し、高齢者等の社会的孤立感の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防ならびに地域内での支え合い体制の確立を図ることを目的として活動回数等に応じて補助金を交付する事業を推進していきます。

第6期では、1団体の登録がありました。第7期については、新たに登録団体が増えるよう、普及啓発を行っていきます。



## 【介護予防・生活支援サービス事業】

平成 27 年 4 月から総合事業が開始され、これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護を「介護予防・生活支援サービス事業」に移行して実施しています。

要支援者等に対して、要介護状態等になることへの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止、及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援していきます。

また、専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

以下の訪問型サービス、通所型サービスともに、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援、短期集中予防サービスなどの充実に取り組みます。

### ①訪問型サービス

区分	実績値	目標値（2020（平成 32）年度）			
	指定	指定	委託	補助	包括
訪問介護	1	1			
訪問型サービス A					
訪問型サービス B				3	
訪問型サービス C			1		1

※訪問介護：現行の介護予防訪問介護相当  
訪問型サービス A：緩和した基準によるサービス  
訪問型サービス B：住民主体による支援  
訪問型サービス C：短期集中予防サービス

### ②通所型サービス

区分	実績値	目標値（2020（平成 32）年度）			
	指定	指定	委託	補助	包括
通所介護	7	7			
通所型サービス A	2	2			
通所型サービス B				10	
通所型サービス C			1		

※通所介護：現行の介護予防通所介護相当  
通所型サービス A：緩和した基準によるサービス  
通所型サービス B：住民主体による支援  
通所型サービス C：短期集中予防サービス

## (2) 地域包括支援センターの機能強化

地域支援事業の包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援体制整備事業」が位置づけられたことや高齢者の総合相談、介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築に中核的な機関となる地域包括支援センターの体制強化を図るため、専門職を含む適切な職員配置を行い、効果的な事業実施の推進を図るとともに、各事業の評価を行い、必要に応じて事業改善に繋げていきます。

### 【具体的な取組】

#### ①介護予防ケアマネジメントの充実

要支援者に対しては、重度化防止・自立支援に向けたケアマネジメントの充実を図ります。また、総合事業対象者に対しては、自立保持・機能改善のためのケアマネジメントの充実を図るとともに、サービス終了後においても地域における介護予防事業につながる体制を構築します。

#### ②総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築を図るとともに、的確な状況把握を行い、相談内容に則した情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、継続的・専門的な相談支援を必要と判断した場合は、支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐとともに効果の有無を確認します。

#### ③権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため、必要な支援を行うことを目的としています。

#### ④ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的マネジメント業務は、介護支援専門員、主治医、地域のあらゆる関係機関、在宅と施設の連携、地域において多職種相互の協働などにより、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的なケア体制を構築します。

また、地域における介護支援専門員からの相談における、日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言等のネットワークの活用を行います。

#### ⑤地域ケア会議の充実

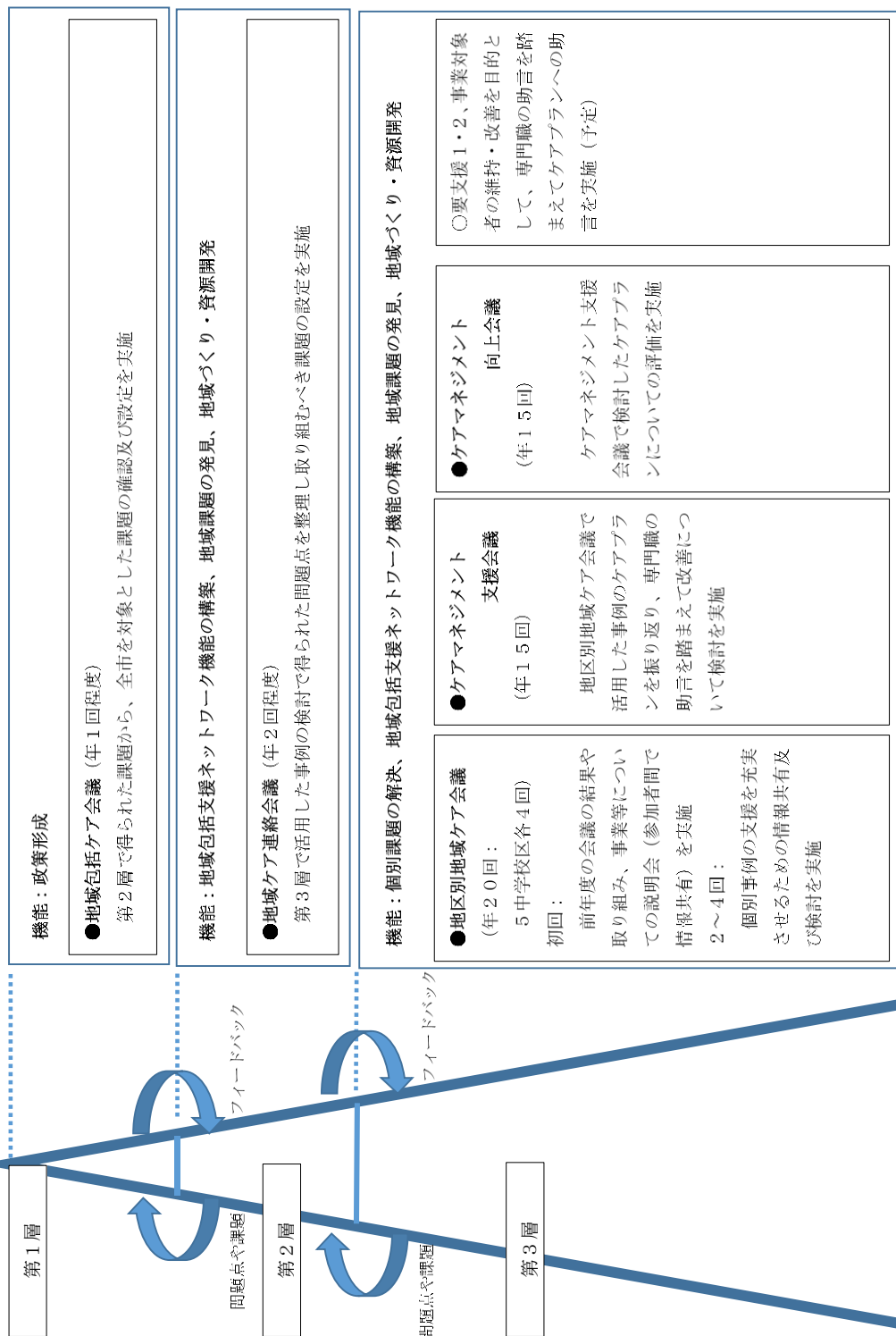
地域ケア会議は、地域包括支援センターが核となり、医療・介護等の多職種と地域住民が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化を図ります。

また、共有された地域課題の解決に必要な資源開発やネットワークづくりと介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働で高齢者等に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を行うための政策形成を一体的に進めていきます。

第6期では、5つの中学校区において各4回の地区別地域ケア会議を開催し、高齢者を中心としながら誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために、事例の共有や検討を行い、ケースに応じた協議を行いました。また、年に1回程度開催している地域ケア連絡会議では、地区別地域ケア会議で抽出された課題を共有し、課題解決のための協議を行いました。

第7期については、「住民に住み慣れた地域で住み続けられる安心を提供する」との目標のもと、地域包括ケア会議体制において、今後も事例の共有や検討に加え、自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上、多職種協働による高齢者等への支援の充実と、それらを支える社会基盤の整備を行うための施策展開、事業に結びつけるという流れを確立させ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

## 《地域包括ケア会議体制》 ～住民に住み慣れた地域で住み続けられる安心を提供する～



## ⑥在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の連携には、医療を提供する側と介護事業者、行政等の緊密な連携が必要不可欠であることから、協議会などの各種会議のみならず、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療関係者と、介護事業者や行政関係者による多職種連携会議や個別ケースの検討などにより情報を共有し、在宅における医療と介護の円滑な提供体制づくりが必要です。

第6期では、いちき串木野市医師会に事業の一部委託を行い、在宅医療・介護連携に関し、専門職の相談窓口として、医師会事務局にいちき串木野市在宅医療介護連携推進コーディネーターを配置し、事業の推進を図っています。

また、在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会ならびに推進チームの事業運営体制により下記のとおり目標を立て、推進チームがそれぞれの立場から目標達成のための取組を行っています。さらに、コーディネーターが、在宅医療に対する市民の関心・理解を高めるために出前講座等での普及啓発活動も進めました。

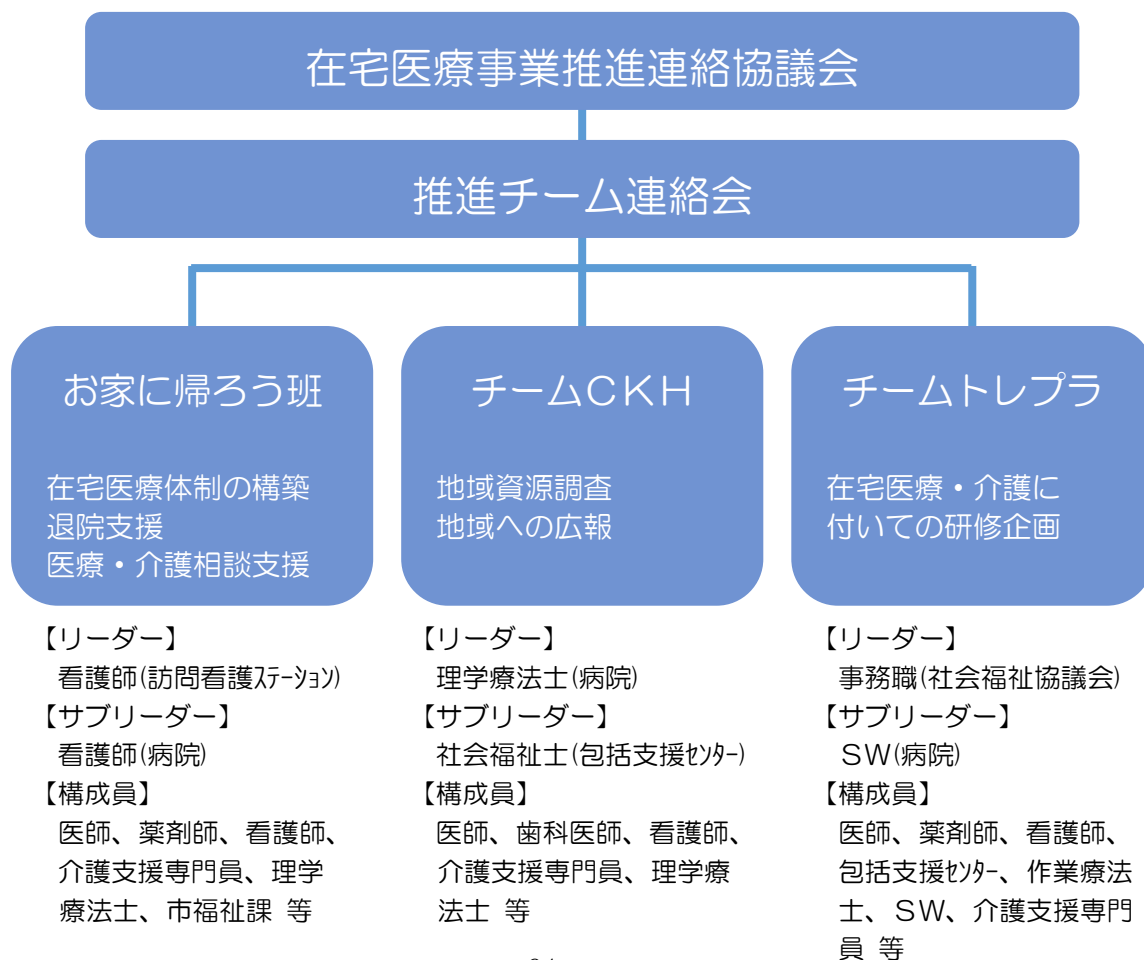
第7期では、今後も医師会と協働により、引続き目標達成のために事業に取り組んでいきます。

### ●目標

地域住民が安心して、満足できる在宅生活が継続できる

- 1) 在宅医療の体制を整備する（医師の体制づくり）
- 2) 多職種がお互いの役割について、理解ができている
- 3) 医療・介護職それぞれが在宅医療に対する知識・技術を高める
- 4) 地域住民が在宅医療のことを知る

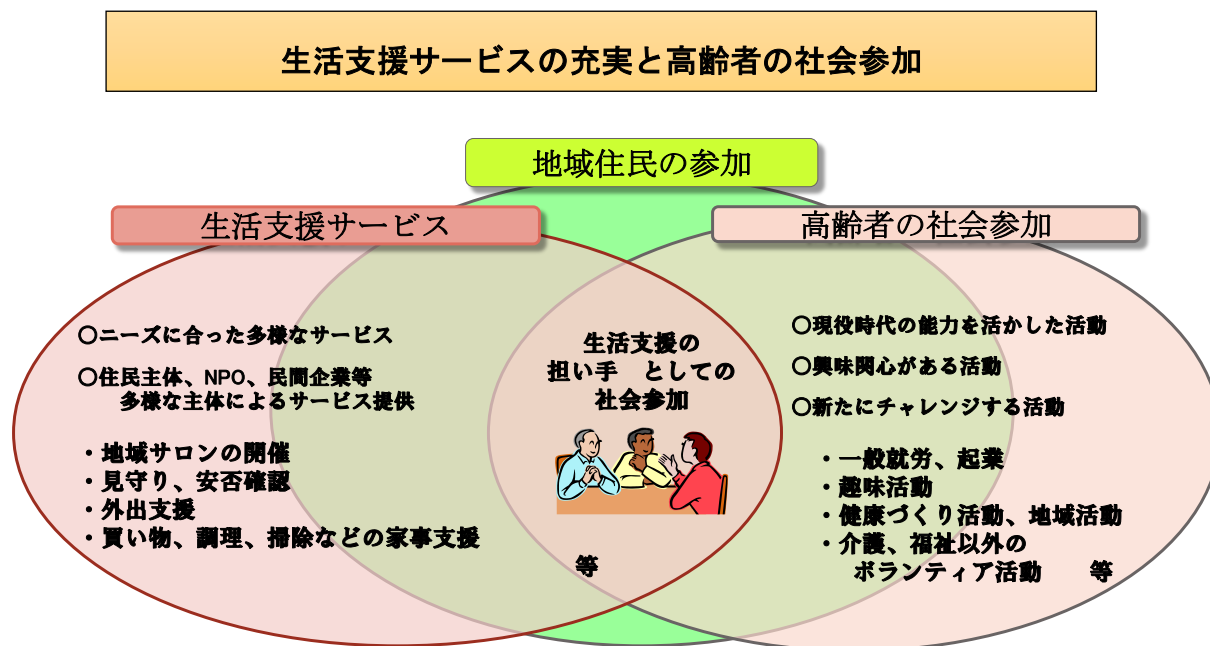
### ●事業運営体制



## ⑦生活支援体制整備事業

少子高齢化や核家族化の進展に伴って、地域社会における孤立化や無縁化が広がる中で、暮らしにおける身近な「地域の支え合い・つながりづくり」は一人ひとりの住民にとって地域社会にとっても重要な課題になっています。

地域の住民主体の支え合い活動は、地域のつながりを強め、誰もが安心して地域で暮らしていく上で有効な取組として位置付けられます。また、「住み慣れた地域で自分らしく生活するための支え合いの仕組みづくり」は地域での日頃のつながりが基盤となります。地域で住民や団体などが主体的に力を発揮し、細やかな支え合いが構築されることが生活の安心につながります。



### 【具体的な取組】

#### ア) 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターの配置を行います。

コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が連携し、定期的な情報共有及び連携強化の場となる中核ネットワーク体制を構築する中で、地域ケア会議等により、「地域のニーズと資源の状況」、「多様な主体への協力依頼などの働きかけ」、「生活支援の担い手の要請やサービスの開発」等に取り組んでいきます。

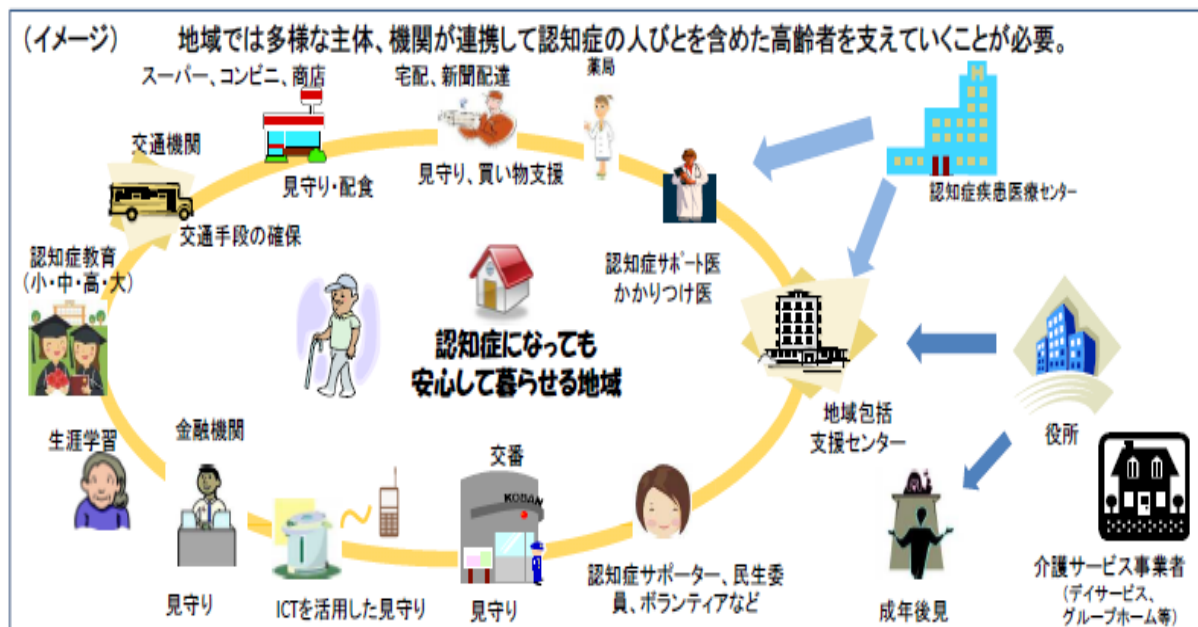
第6期では、平成28年度から生活支援コーディネーター業務をいちき串木野市社会福祉協議会に委託し、市全域を担当する第1層の生活支援コーディネーター1名の配置により、高齢者を中心とした地域住民が、互いに支え合い、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域づくりを進めてきました。また、地域ケア会議で出された課題等についても、コーディネーターと連携し、地域課題や不足するサービスの把握等、その解決に向けた協議も行っています。

第7期については、生活支援コーディネーターや協議体の活動を通し、地域の集いの場の運営や、見守り・家事援助などの活動を行う担い手を養成し、住民が主体となって支え合いの地域づくりを進められるよう支援していきます。また、地域では解決できない課題

については、第1層協議体において検討し、地域ケア会議と連携して施策形成につなげていきます。

## ⑧認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で生活できるよう、安心して暮せる地域づくりを目指します。また、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進し、切れ目のない支援体制の構築を進めます。



### 【具体的な取組】

#### ア) 認知症高齢者対策への取組

本市では、関係機関と連携を図りながら、在宅サービス、施設サービス、相談窓口の設置、認知症サポーター養成講座、徘徊・見守り SOS ネットワーク事業など各種の認知症高齢者への対策を推進してきました。

今後は、高齢者が認知症になっても穏やかな生活を送るとともに、その家族も安心して社会生活を営める地域社会づくりを目指して、各種支援を行います。

また、若年性認知症についても、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

#### ● 認知症に対する普及啓発

第6期では、市民一人ひとりに認知症に関する正しい知識と理解を深めてもらうため、「認知症の基礎知識」や「相談窓口の紹介」、「認知症に関する本市の取組」について広報紙に掲載するとともに、出前講座や認知症講演会を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行いました。

第7期については、第6期と同様に普及啓発を継続するとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、「住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現のため、身近な相談窓口等を通じて認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の普及を図っていきます。



● 認知症サポーター養成講座（任意事業）

市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを養成し、認知症になってもだれもが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的としています。

第6期では、認知症サポーター養成講座を年間10回程度開催し、年間平均400人程度のサポーターを養成しました。

第7期については、市内の小中学校や、高校・専門学校などにも対象者を広げ、若年層への知識の普及を行っていくこととしています。また、フォローアップ研修も取り組んでいきます。

区 分	項 目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症サポーター 養成講座	開催回数	11回	10回	10回	10回	10回	10回
	受講者数	342人	470人	400人	400人	400人	400人

● 徘徊・見守りSOSネットワーク事業（任意事業）

認知症により徘徊のある高齢者、または徘徊の恐れがある高齢者を対象に、地域の支援を得て、見守り体制を確立するとともに、行方不明とならないように、地域の支援体制を構築し、認知症高齢者の安全と家族への支援を図ることを目的とした事業です。

第6期では、ネットワーク会議を年2回開催し、ネットワーク委員や事業所と連携することで見守り体制の強化を図りました。また、徘徊模擬訓練についても毎年実施し、認知症についての普及啓発につなげるとともに、認知症だけでなくすべての高齢者が安心して生活ができる地域づくりを行いました。

第7期については、認知症高齢者の見守り体制をさらに強化し、認知症に対する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの円滑な運用と、本事業への認知症高齢者の登録の促進を行い、本人並びにその家族が安心・安全な生活を送れるように努めます。

区 分	項 目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
徘徊・見守りSOS ネットワーク事業	ネットワーク 会議開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	徘徊模擬訓練 回数	1地区	1地区	1地区	1地区	1地区	1地区

イ) 認知症地域支援推進員の配置

認知症になっても住み慣れた地域で、生活を継続するために、コーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図っていきます。

第6期では、認知症の人やその家族の支援のための相談業務をはじめ、キャラバンメイトを中心として介護施設や事業所等とのネットワーク形成に取り組みました。

第7期については、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の早期発見等へつなげるために医療と介護の切れ目のない総合的な支援体制の確立を図ります。

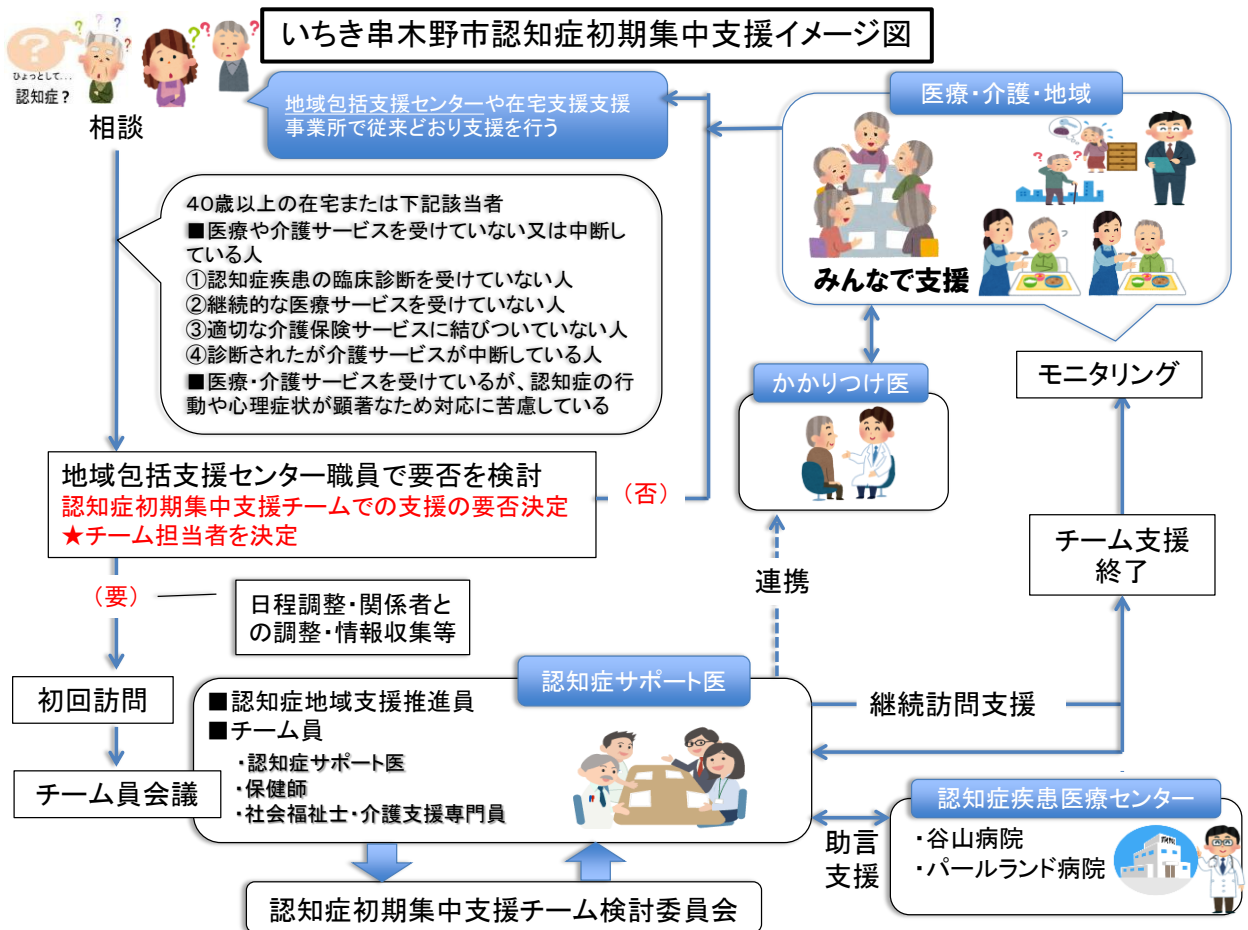
### ウ) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症サポート医、包括支援センター職員で構成されたチームで適切な支援を検討し活動しています。今後は早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していきます。

第6期では、市医師会の協力のもと、現在7名の医師がサポート医となっています。その中で医師ごとに支援チームを作り活動してきました。

第7期については、サポート医の医師の協力のもと、各圏域に1チームずつ配置をして体制を構築していきます。

区分	項目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成30年度	2019年度(平成31年度)	2020年度(平成32年度)
認知症初期集中支援チームの設置	支援チーム数	2チーム	2チーム	5チーム	2チーム	2チーム	2チーム
	訪問対象数	2人	4人	5人	5人	5人	5人





## エ) 認知症ケア向上事業

認知症ケア向上事業には、

- ①病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進
- ②地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進
- ③認知症高齢者の家族に対する支援の推進（認知症カフェなどの開催）
- ④認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進

などがあります。医療機関や介護サービス事業所・ボランティア、NPO、地域住民など連携を図りながら、自立生活のサポートを行います。

また、認知症になっても役割を持ち生活できる場、家族同士が語り合える場として、認知症カフェの設置に取り組みます。

区 分	項 目	実績値	目標値		
		平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症カフェ設置	カフェ数	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所

### (3) 任意事業

#### ①家族介護者支援事業

在宅での介護を進めていく中で、高齢者を介護する家族には精神的、身体的、経済的に大きな負担がかかっていることから、こうした負担を軽減させるための支援を行います。

#### ア) 認知症の人と家族の会「かたいもんそ会」への支援

各医療機関・各事業所への広報活動、講演の講師派遣などの支援を行うとともに、認知症の人やその家族が互いの悩みや苦労を分かち合い、情報交換のできる場となるように会の皆さんと進めていきます。

区分	項目	実績値			目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症の人と 家族会への支援	支援回数	5回	6回	6回	6回	6回	6回

#### イ) 徘徊・見守りSOSネットワーク事業【67ページ参照】

#### ウ) 徘徊高齢者位置情報検索機器購入助成事業【43ページ参照】

#### ②その他の事業

#### ア) 成年後見制度利用支援事業【32ページ参照】

#### イ) 福祉用具・住宅改修支援事業

住宅改修を行う場合において、居宅介護支援事業所が設定されていない被保険者の理由書を作成した時、理由書作成料を補助するものです。

#### ウ) 認知症サポーター養成講座【67ページ参照】

#### エ) 介護相談員派遣事業

介護相談員派遣事業は、申し出のあった介護サービス事業所等に介護相談員を派遣することにより、介護サービスの提供の場を訪ねてサービスを利用する高齢者等の話を聞き、相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

項目	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
登録事業所数	23事業所	23事業所	22事業所	22事業所	22事業所	22事業所
相談員数	9人	7人	6人	6人	6人	6人
活動回数	253回	250回	247回	250回	250回	250回
相談件数	1,630人	1,708人	1,442人	1,500人	1,500人	1,500人

## 5 介護給付費適正化の推進

安定的で持続可能な介護保険事業を実施していくため、適正化に取り組む体制を整備し、出来る限り効率的かつ効果的に、国指針の示す主要 5 事業について重点的に取組を進めるとともに、評価については毎年度行うこととし、市ホームページにおいて公開するよう努めます。

### ① 要介護認定の適正化

認定調査の直営化の維持  
審査会に提出する案件の事前チェック等

### ② ケアプランの点検

市内居宅介護支援事業を単位として、年次的なケアプラン点検の実施  
地域包括支援センターと連携したケアプラン作成の質向上及び評価等

### ③-1 住宅改修等の点検

現地調査の実施  
事前申請、完了届の点検等

### ③-2 福祉用具購入・貸与

必要に応じた現地調査の実施  
福祉用具購入・貸与利用者の事後調査の実施等

### ④縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託する帳票の確認等  
国民健康保険レセプト点検員との連携

### ⑤介護給付費通知

### ⑥介護サービス事業所に対する指導・監督

事業所による介護サービス情報公開の促進  
実地指導等の実施

### ⑦苦情対応窓口体制の強化

### ⑧その他の取組

研修会等の参加による職員の資質向上

## 6 介護保険事業計画の進行管理・評価

介護保険事業計画を円滑かつ効果的に推進していくため、計画の進捗状況などを定期的に把握し、継続的な点検・評価を行う必要があります。

このため、庁外の関係者や被保険者を含めた介護保険事業計画評価委員会（仮称）を設置し、計画に定めた内容等について、点検・評価し、その結果をホームページ等で広く市民へ周知します。